

平成23年度

通常総会議案

平成23年5月24日

社団法人 北方圏センター

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓挨拶

4 議事録署名人の選出

5 報 告

報告第1号	会員の加入状況について	1
-------	-------------	-------	---

6 議 事

議案第 1 号	平成22年度事業実績報告について	2
議案第 2 号	平成22年度予算の補正について	9
議案第 3 号	平成22年度収支決算について	12
議案第 4 号	平成23年度事業計画（案）について	38
議案第 5 号	平成23年度収支予算（案）について	43
議案第 6 号	予算の補正に関する専決処分について	47
議案第 7 号	公益社団法人への移行について	48
議案第 8 号	定款の変更について	55
議案第 9 号	移行後の諸規程等について	72
議案第 10 号	理事の補充選任について	77

7 そ の 他

8 閉 会

会員加入状況

(平成23年3月31日現在)

(単位:人)

区分		個人会員	うち会費 特例会員	法人・団体会員	合計
正会員	21年度末会員数	405		612	1,017
	22年度 入会	20	(9)	16	36
	22年度 退会	89		59	148
	22年度末会員数	336	(9)	569	905
	22年度 会費収入額				
特別会員	21年度末会員数	5		2	7
	22年度 入会				
	22年度 退会			1	1
	22年度末会員数	5		1	6
	22年度末 会員数合計	341	(9)	570	911

[参考] 平成20年3月31日現在社員数 1,229 (個人 511 法人 718)
 平成21年3月31日現在社員数 1,105 (個人 449 法人 656)
 平成22年3月31日現在社員数 1,024 (個人 410 法人 614)

平成22年度 事業実績

I 会議の開催

総会	1回（5月20日）
理事会	3回（5月20日2回、3月29日）
専門委員会	3回（4月26日、7月29日、10月27日）

II 國際相互理解の促進

1 講演会、シンポジウム等の開催

(1) 國際理解講演会

① 北方圏センターの総会時に、ロシア社会の現状を踏まえロシア人が日本、または北海道に対してどのような見方をしているかについて講演を行った。

「『ロシア社会の現状と課題』～ロシア人の日本に対する見方」5月20日（木）
(講師：在札幌ロシア連邦総領事館 総領事 V. I. サーブリン 氏)

② 旭川国際交流委員会等の協力を得て、多文化共生を是非採り入れ、外国人も住みやすい環境づくりを進めることができ地域の活性化に必要であるという講演を旭川市で行った。

「多文化共生を地域活性化のために」10月25日（月）
(講師：多文化共生センター大阪 代表理事 田村 太郎 氏)

③ (財)北海道環境財団と共に、世界中を歩き木を植えているアースウォーカーからの体験談等についての講演を開催した。

「アースウォーカー！」4月3日（水）
(講師：中溪 宏一 氏～元大手商社勤務)

(2) 北方圏講座の開催

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する蓄積を学び、地域づくりについての情報交換を図るため開催した。（3回開催）

第1回 「大使と語ろう！スウェーデン」（5月21日）

内容：ワールド・カフェ形式によるグループディスカッション
共催：財団法人 スウェーデン交流センター

第2回 「駐在経験を通じて感じたスウェーデンの印象」（5月26日）

講師：元スウェーデン日本大使館1等書記官 竹原 勇一 氏
共催：北海道スウェーデン協会

第3回 「在日21年の私からみたフィンランドと日本～経済活動、暮らし そして未来～」
(10月8日)

講師：在日フィンランド商工会議所会頭 マルコ・サーレライネン氏
共催：北海道フィンランド協会

(3) 世界の料理教室の開催

文化の違いが顕著にうかがえる「食」を通して、外国人と道民が交流の場を持ち、諸外国の生活、文化について学び相互理解を深めた。

- ① 「ブラジル料理講習会・試食会」（共催：北海道日伯協会 10月10日）
- ② 「フィンランド料理教室」（共催：北海道フィンランド協会 10月24日）
- ③ 「ロシア料理講座」（共催：日ロ文化交流協会「リヤビーナの会」 11月5日）
- ④ 「日中友好料理教室」（共催：浦河日中友好協会 2月11日）

(4) 国際交流定例講演会の開催

在住外国人等をゲストに招き、講演や懇談を通じて出身国の生活や文化等について学び、相互理解を深めるため開催した。（5回 共催：北海道国際女性協会）

(5) 北太平洋地域研究事業

① 中国・北海道経済交流会議

北海道各界の参加者と中国社会科学院および大手企業幹部との情報交換、意見交換を行い、双方の経済交流の活性化を促進するため、2月28日と3月1日に開催した。北海学園との共同主催

基調講演：「経済発展を続ける中国経済の挑戦」

講師：中国社会科学院世界経済・政治研究所所長 張 宇燕 氏

経済交流会議（1）テーマ：「中国側・北海道側から見た経済交流の可能性
—北海道のビジネスチャンスはどこに—」

経済交流会議（2）テーマ：「中国の経済発展と北海道の戦略」

② ロシアビジネスセミナー

ロシア連邦極東地域のビジネス事情等に関する理解を深め、経済交流を促進するため、ウラジオストクの貿易会社の社長を講師に迎え2月22日に開催した。

テーマ：「ロシアにおける日本食品の市場」

講師：ドブルジャニスカヤ エレーナ アレクセブナ エイラン社社長

共催：株式会社G.I.プラン

③ 国際シンポジウム

北東アジア情勢シンポジウムとして、日本の外交に関する理解を深めるため3月17日に開催した。

テーマ：「激変する北東アジアの中で問われる日本の外交」

パネリスト：添谷 芳秀 慶應義塾大学東アジア研究所長

岩下 明裕 北海道大学スラブ研究センター教授

高井 駿司 北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院長

④ 国際情勢セミナー

「北海道が環境先進地域となるためのヒント」—スウェーデンに学ぶ環境CSRと市民の役割—をテーマに国際情勢セミナーを7月30日に開催した。

講師：国際環境ビジネスネットワーク ワン・ワールド代表 ベオ・エクベリ 氏

コーディネーター：株式会社 I E P O 代表 岩井 尚人 氏

主催：（社）北方圏センター

共催：（財）北海道環境財団

(6) 教育シンポジウムの開催

世界一の教育水準を誇るフィンランドの教育に学ぶシンポジウムを3月5日毎日新聞東京本社毎日ホールで開催した。

基調講演：「学力先進国フィンランドに学ぶもの」

講師：教育ジャーナリスト 増田ユリヤ 氏

後援：東海大学大学院国際地域学研究科 毎日新聞

2 國際関係情報の収集・提供

(1) 國際情報ネットワークの運営及び図書・資料の収集提供

国際交流・協力活動や国際化に関する各種情報を提供する「北海道国際情報ネットワークシステム」の充実や図書・文献、視聴覚資料等の収集整備を図り、広く会員や道民の利用に供した。

(2) 季刊誌「Hoppoken(北方圏)」の発行

北方圏地域を中心とする生活、文化、経済、学術などに関する情報を紹介する季刊誌を4回（春、夏、秋、冬号 各2,000部）発行し、会員や国際交流団体、大学図書館、市町村等に配布した。春号は「北欧にはなぜ死刑がないのか？」夏号は「北欧、北海道の遊びーディズニーランドの対極にあるもの」、秋号は「北欧に学ぶ「エコロジーはエコノミー」」、冬号は「北欧の福祉を支える人間観」をテーマに特集を組んだ。

(3) 「2010年報」の発行

センターの組織や活動、実施事業などをまとめた年報を発行し、会員や関係団体、来訪者等に提供した。（1,500部）

(4) 国際協力情報紙「であい」の発行

国際協力や開発途上国に対する道民の理解を深めるため、道内の国際協力活動等を紹介した情報紙を発行し、会員や市町村、関係団体に配布した。（4回 各2,000部）

(5) 図書・情報の収集提供（国際センター情報整備事業）

JICAの委託を受け、札幌国際センター図書室の管理運営と図書資料の収集を行い、研修員等の利用に供した。

3 海外派遣研修

(1) 海外派遣事業

北海道の各地域で活躍する青年をインドネシア・マレーシアへ派遣し、両国の地域事情や関係機関の視察、意見交換などを通じて交流と相互理解を深め、国際的視野を持って地域づくりに貢献する人材育成を図った。

(2) 「開発教育ファシリテーターと参加する国際協力・環境教育ツアー」（6月～2月）

北海道に在住する高校生を対象に、事前研修を踏まえ開発途上国の実情や国際協力等について学ぶためのスタディツアーを実施し、地球的規模の課題に対し自分達に何ができるかを考察してもらった。

帰国後は、開発教育ファシリテーターのサポートを受けながら事後研修で、自分達が経験したこと考えたことなどを自分達の言葉でどのように伝えるかをまとめ、参加高校生の

母校（小中学校）等を中心に報告会を実施した。

4 多文化共生の推進

(1) 多言語対応救急救命表示板シミュレーション研修会

平成20年度及び21年度に作成した多言語対応救急救命表示板及び処置カードの使用について、北海道消防学校において研修に参加している救急救命士等に対し、札幌在住の外国人の協力を得てシミュレーション研修会を行った。（2回：10月、12月）

(2) 多文化共生ワークショップの実施

（財）札幌国際プラザ、（特活）多文化共生マネージャー全国協議会と共催し、北海道における多文化共生の推進について、道内自治体や関係団体職員が集まり、意見交換や情報交換を行い、今後、外国人も住みやすい環境づくりをするには何をするべきかを話し合った。

（第1回：7月17日、第2回：10月23日、第3回：1月29日）

III 國際交流の推進

1 諸外国との各種交流の実施

(1) 日中青年交流の実施

中国黒竜江省の青年代表団を受け入れ、関係者との意見交換や道内企業の視察を行い、相互理解と交流を深めた。

（11月22日～25日 10名受入、道内4企業視察）

(2) スウェーデン学校交流の実施

東スウェーデン地域からの動物飼育専門高等学校及び花卉園芸専門高等学校から高校生を各2名ずつ受け入れ、札幌市円山動物園及び荒木生花店を中心にインカーンシップ受入を行った。

① 動物飼育：5月8日（土）～29日（土）札幌市、江別市、旭川市、小樽市

② 花卉園芸：3月6日（日）～26日（土）札幌市、当別町

(3) カルチャーナイト2010への参加

施設の夜間開放を通じて、地域文化とのふれあいを深めるカルチャーナイトに参加し、道民と外国人との交流の場を設けるとともに、北方圏センターの活動の紹介を行った。

(4) 姉妹提携周年記念事業

① 懸賞論文コンテスト

「北海道にとっての国際交流－その意義を問い合わせ直す」をテーマに懸賞論文コンテストを実施し、国内外から国際化を通じた北海道の地域発展論について、既成の枠にとらわれない斬新なご意見が74通寄せられた。

② アルバータ州（カナダ）／マサチューセッツ州（アメリカ）姉妹提携周年記念事業への参加（7月12日～20日）

カナダ・アルバータ州及び米国・マサチューセッツ州での周年記念式典に民間を代表し出席した。

- ③ 英語教育プログラム（H-TEP）実施 10 周年記念フォーラム（10月19日）
北海道・カナグアルバーク州姉妹提携 30 周年記念事業の一環として、北海道・アルバ
ーク州で実施している英語教育プログラムが 10 周年を迎えたことから、道民に向け事業
を紹介するとともにフォーラムを実施した。
- (5) 北海道外国訪問団受入事業
北海道よりアルゼンチンへの移住者子弟 6 名を受入れ、父祖の地について認識を得ると
ともに、北海道の関係機関の視察や関係者との交歓・交流を通じて、本道と移住国の友好
親善と相互理解を図った。
- (6) 2010 年上海国際博覧会への参加
上海万博参加者に対し、北海道と中国の交流事業等の取組みを紹介するとともに、北海
道内大学の留学情報の提供をし、北海道への興味関心を高め北海道への誘客促進へ寄与し
た。（9月3日～5日 「北海道の日」）

2 留学生と道民との交流

- (1) 留学生修学支援の実施
外国からの私費留学生に修学助成を行うとともに、地域の交流行事等への参加を支援し
た。（修学助成 63 名、参加支援 25 名）
- (2) 留学生等地域交流の実施
留学生等の北海道に対する理解を促進するとともに、地域住民との交流を推進するた
め、道内各地で交流会を開催した。
 - ① 「海外研修員との交流会 in 積丹」（11月20～21日 積丹町）
 - ② 「外国人留学生との交流会 in 喜茂別町」（2月26日 喜茂別町 共催）

3 海外移住者への支援

- (1) 移住者子弟留学生の受け入れ
南米諸国の道人会からの推薦留学生を受け入れ、修学を支援し、北海道と移住国との架
け橋の役割を担う人材の育成を図った。
　　（ブラジル 1 名（8月～3月））
- (2) 道人会活動の支援
北海道出身者で組織する南米諸国の道人会に対し、その運営や移住者への情報提供等の
活動に対する支援を行った。
　　（社）ブラジル道協会、パラグアイ道人会連合会、アルゼンチン道人会
- (3) 「北海道南米移住史」の配付
北海道民がブラジルに移住して 90 周年の節目に発刊した「北海道南米移住史」を、引続
き関係機関へ配付した。

4 各種交流事業への助成

- (1) 国際交流基金による助成

北方圏諸国等との交流を促進し、北海道の生活文化や産業経済の発展に寄与するため、
北方圏センター国際交流基金の運用益により、各地域や交流団体等が実施する海外との各
種交流事業に助成した。（助成件数 12 件： 文化 4、交流 5、スポーツ 2、福祉 1）

5 地域、諸団体との連携

（1）国際交流地域懇談会等の開催

国際交流・協力活動についての情報交換等を通じて、各地域や交流団体間の連携を促進
するため開催した。

① 国際交流団体懇談会（3月 28 日 札幌市）

② 国際交流地域懇談会

（12月 16 日 稚内市、1月 20 日 苫小牧市、2月 16 日 函館市、3月 24 日 銚路市）

（2）実行委員会事業の推進

関係機関や団体等が共同して開催する各種交流事業の実行委員会に参画し、事業の円滑
な実施に協力した。

① 北海道・ロシア極東交流事業（受入年）

青少年交流（7月 27 日～8月 2 日）

市民交流会議 テーマ：「医療・福祉政策の充実に向けて」（7月 9 日）

② 北海道・中国交流推進連携会議（3月 16 日）

③ 第 2 回「北方圏の環境と文明」国際シンポジウムの開催

北海道環境財団、道などで構成する実行委員会に参画。スウェーデン王立科学アカデ
ミーの会員、研究者、ジャーナリストなど内外の専門家がスウェーデンで開催されたシ
ンポジウムにおいて「北方圏、脆弱な環境に迫り来る脅威と可能性」をテーマに研究発
表などを行った。（8月 24 日～25 日の 2 日間、スウェーデン・ヨーテボリ市）

（3）国際交流ボランティアの登録と派遣

国際交流事業に協力するボランティアの登録を行い、各地域や交流団体等からの要請に応
えて派遣等を行った。（登録 64 名、派遣等 4 名）

（4）相談等への対応

市町村や交流団体等からの相談や後援依頼などに対応し、地域の活動を支援した。

（後援 26 件）

IV 国際協力推進事業

1 JICA研修事業への参画

（1）国際センターの管理運営

JICA の委託を受け、国際協力の研修施設である札幌国際センター及び帯広国際センタ
ーの管理運営を行った。

① 札幌国際センター 110 カ国 596 名

② 帯広国際センター 59 カ国 230 名

（2）技術研修及び研修関連業務の実施

JICA の委託を受け、研修実施機関とのカリキュラムの調整や研修のコーディネート、研修員に対するブリーフィングや日本語研修等を行うとともに、福利厚生事業や地域等との交流事業を実施した。

- ① 研修コース 札幌国際センター 8 コース 67 名
帯広国際センター 16 コース 114 名
- ② ブリーフィング・オリエンテーション 46 回
- ③ 日本語研修 19 回
- ④ 福利厚生事業 258 回
- ⑤ 地域交流 10 回
- ⑥ 学校訪問事業 訪問学校数 19 校（小学校 14 校、中学校 2 校、高校他 3 校）
訪問研修員 延べ 138 名

2 海外からの研修員の受入

(1) 海外技術研修員の受入

南米諸国の道人会からの技術研修員を受け入れ、専門技術の研修を支援し、北海道と移住国との架け橋の役割を担う人材の育成を図った。

（ブラジル 2 名、アルゼンチン 1 名（6 月～3 月））

(2) 青年研修等の受入

JICA の委託を受け、ブータンから若手行政職員を受け入れ、地方行政をテーマに座学や視察研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成を図った。

（2 月 14 日～3 月 1 日 12 名）

(3) 北方四島日本語研修の実施（日本語研修招聘事業）

北方四島交流北海道推進委員会の委託を受け、北方四島住民に対する日本語研修を実施するとともに、日本の生活や文化体験の場を設け、相互理解と友好親善を促進した。

① 第 1 回：6 月 10 日～7 月 12 日 10 名（国後島 4 名、択捉島 4 名、色丹島 2 名）

② 第 2 回：8 月 10 日～9 月 7 日 10 名（国後島 4 名、択捉島 4 名、色丹島等 2 名）

平成22年度予算の補正について

公益社団法人への移行の方向や法人の財務状況を踏まえ、事業の安定的実施及び法人の安定的運営のため、別紙1のとおり保有資産の組み替えを行いたく、平成22年度予算を別紙2のとおり補正することについて、承認願いたい。

資産組替一覧

		22年度末							
		組替後資産額			組替後の資産区分			次期繰越額一部組入	
資産区分	一般会計	センターベンチャーファンド	基金特会	基金	セントラル・セイフティ・ファンド	基金	計	一般会計	基金特会
国際文化交流基金 特定資産	基本財産	250,000,757	250,000,757		411,627,525	411,627,525	国際文化交流基金 (基金特会)		
	特定資産	256,422,224	256,422,224		(506,430,981)	(506,430,981)	特定資産		
	計	506,430,981	506,430,981						
南米國交流事業 構立資産	南米國交流事業	1,754,000	1,754,000		11,754,000	11,754,000	事業調整資金 (一般会計)	その他 固定資産	
	構立資産	36,808,640	36,808,640		10,000,000	10,000,000			
	計	38,562,640	38,562,640						
施設整備積立資産	施設整備積立資産	26,898,640	26,898,640		40,630,688	40,630,688	運営調整資金 (一般会計)	その他 固定資産	
	積立資産	36,808,640	36,808,640		13,822,046	13,822,046			
	計	63,707,280	63,707,280						
退職給付積立資産	退職給付積立資産	11,883,201	108,000	4,993,373	16,984,574	3,162,528	退職給付引当資産 (一般会計)	特定資産	
	積立資産								
	計	50,455,841	108,000	511,424,354	561,988,195	55,557,214	411,627,525	467,184,739	
								7,600,000	3,000,000
									477,784,739

資産組み替え内容

- ① 国際文化交流基金の基本財産を特定資産に移行
- ② 南米国交流事業積立資産と、施設整備積立資産の一部を「事業調整資金」に組み替え
- ③ 施設整備積立金の一部と、退職給付積立資産の一部を「運営調整資金」に組み替え

注) 国際文化交流基金の()内は、減損処理前の額

資産組替のための予算の補正内訳

1 一般会計

単位：千円

	収 入	金 額	支 出	金 額
投資活動	南米圏交流事業積立金取崩収入	1,764	事業調整資金取得支出	11,764
	施設整備積立資産取崩収入	33,809	運営調整資金取得支出	40,631
	退職給付積立資産取崩収入	8,721		
事業活動	他会計からの繰入収入 ・国際センター特別会計退職給付積立資産取崩収入 108 ・国際項目理由基金特別会計退職給付積立資産取崩収入 4,993	5,101	施設整備費支出	-3,000
	計	49,395	計	49,395

2 國際センター特別会計

単位：千円

	収 入	金 額	支 出	金 額
投資活動	退職給付積立資産取崩収入	108		
事業活動			他会計への繰出支出	108
	計	108	計	108

3 國際交流基金特別会計

単位：千円

	収 入	金 額	支 出	金 額
投資活動	基本財産取崩収入	250,020	特定資産取得支出	250,020
	退職給付積立資産取崩収入	4,994		
事業活動			他会計への繰出支出	4,994
	計	255,014	計	255,014

議案第3号

平成22年度収支決算
平成22年度収支計算書総括表
(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(単位：円)

科 目	一般会計	国際センター特別会計	国際交流基金特別会計	内部取引消去	合 計	備 考
1 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
① 会費収入	16,453,000	0	0	0	16,453,000	個人・団体会員
② 補助金等収入	151,929,985	0	0	0	151,929,985	
北海道補助金収入	128,670,600	0	0	0	128,670,600	
その他補助金収入	23,259,385	0	0	0	23,259,385	札幌市、帯広市 等
③ 施設利用料収入	0	186,211,098	0	0	186,211,098	
④ 負担金収入	3,188,000	32,456,504	0	0	35,644,504	海外派遣事業参加者負担金 等
⑤ 事業収入	28,467,325	140,519,928	0	0	168,987,253	
北方国訪収入	1,391,012	0	0	0	1,391,012	北方国訪廣告料、北方国訪領事代金
北方国交流研修収入	8,554,014	0	0	0	8,554,014	日本語研修相賛
青年研修事業収入	1,474,300	0	0	0	1,474,300	
地元施設利用料収入	8,876,836	0	0	0	8,876,836	国際センター施設利用収入 等
国際センター情報整備事業収入	8,171,163	0	0	0	8,171,163	
研修等収入	0	140,519,928	0	0	140,519,928	研修事業収入、研修付事業収入
⑥ 受取寄付金	1,500,000	0	0	0	1,500,000	
⑦ 他会計からの繰入収入	5,101,373	45,358,221	0	△50,459,594	0	
⑧ 基本財産運用収入	0	0	2,654,320	0	2,654,320	
⑨ 特定資産運用収入	0	0	1,475,934	0	1,475,934	
⑩ 雑収入	750,176	0	0	0	750,176	積金利子 等
事業活動収入計	207,389,859	404,545,751	4,130,254	△50,459,594	565,606,270	
2. 事業活動支出						
① 事業費支出	79,526,627	334,305,248	3,490,000	0	417,321,875	
情報収集・調査研究費支出	12,476,110	0	0	0	12,476,110	調査研究資料 等
北方国訪費支出	8,729,397	0	0	0	8,729,397	
出版費支出	179,550	0	0	0	179,550	年報
講演会等費支出	906,052	0	0	0	906,052	国際理解講演会、北方国訪座 等
交流費支出	26,562,092	0	0	0	26,562,092	外国人留学生交換支援、海外派遣事業 等
北方国交流研修費支出	6,223,347	0	0	0	6,223,347	日本語研修相賛
国際協力推進費支出	5,154,790	0	0	0	5,154,790	国際協力情報収集 等
海外研修員受入事業費支出	12,374,011	0	0	0	12,374,011	海外技術研修員受入 等
南北国交流事業費支出	6,921,378	0	0	0	6,921,378	移住者支援、移住者子弟留学生受入 等
運営費支出	0	244,925,125	0	0	244,925,125	
研修費支出	0	89,380,123	0	0	89,380,123	研修事業費、研修付事業費
交流事業助成費支出	0	0	3,490,000	0	3,490,000	
② 他会計への繰出金	45,358,221	108,000	4,993,373	△50,459,594	0	
③ 管理費支出	78,488,093	69,480,933	654,226	0	148,623,252	
人件費支出	63,709,502	69,480,933	625,171	0	133,815,606	
事務費支出	4,336,588	0	29,055	0	4,365,643	
経営費支出	1,588,123	0	0	0	1,588,123	
施設管理費支出	8,853,880	0	0	0	8,853,880	
事業活動支出計	203,372,941	403,894,181	9,137,599	△50,459,594	565,945,127	
事業活動収支差額(a)	4,016,918	651,570	△5,007,345	0	△338,857	

(単位：円)

科 目	一般会計	臨時特別会計	国際交流基金特別会計	内部取引消去	合 計	備 考
II 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
① 基本財産取崩収入	0	0	250,020,011	0	250,020,011	
基本財産公社債取崩収入	0	0	249,963,761	0	249,963,761	
基本財産普通預金取崩収入	0	0	56,250	0	56,250	
② 特定資産取崩収入	47,293,313	108,000	4,999,623	0	52,400,936	
特定資産普通預金取崩収入	0	0	6,250	0	6,250	
道職給付引当資産取崩収入	8,720,673	108,000	4,993,373	0	13,822,046	
施設整備積立資産取崩収入	36,808,640	0	0	0	36,808,640	
南米国交助事業積立資産取崩収入	1,764,000	0	0	0	1,764,000	
投資活動収入計	47,293,313	108,000	255,019,634	0	302,420,947	
2. 投資活動支出						
① 基本財産取得支出	0	0	6,250	0	6,250	
基本財産普通預金取得支出	0	0	6,250	0	6,250	
② 特定資産取得支出	0	0	250,020,011	0	250,020,011	
特定資産公社債取得支出	0	0	249,963,761	0	249,963,761	
特定資産普通預金取得支出	0	0	56,250	0	56,250	
道職給付引当資産取得支出	0	0	0	0	0	
施設整備積立金取得支出	0	0	0	0	0	
③ 固定資産取得支出	0	759,570	0	0	759,570	
什器備品購入支出	0	759,570	0	0	759,570	
④ その他固定資産取得支出	59,994,686	0	3,000,000	0	62,994,686	
事業調整資金取得支出	11,764,000	0	3,000,000	0	14,764,000	
運営調整資金取得支出	48,230,686	0	0	0	48,230,686	
投資活動支出計	59,994,686	759,570	253,026,261	0	313,780,517	
投資活動収支差額(b)	△12,701,373	△651,570	1,993,373	0	△11,359,570	
III 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入	0	0	0	0	0	
① 借入金収入	0	0	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
① 借入金返済支出	0	0	0	0	0	
財務活動支出計	0		0	0	0	
財務活動収支差額(c)	0	0	0	0	0	
IV 手当費支出(d)	0	0	0	0	0	
当期収支差額(a)+(b)+(c)-(d)-(e)	△8,684,455	0	△3,013,972	0	△11,698,427	
前期繰越収支差額(f)	9,511,192	0	3,853,256	0	13,364,448	
次期繰越収支差額(e)+(f)	826,737	0	839,284	0	1,666,021	

平成22年度正味財産増減計算書総括表

(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(単位：円)

科 目	一般会計	国際センター特別会計	国際交流基金特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 継常増減の部					
(1) 經常収益					
① 会費収益	16,453,000	0	0	0	16,453,000
② 捐助金等収益	151,929,985	0	0	0	151,929,985
北海道補助金収益	128,670,600	0	0	0	128,670,600
その他補助金収益	23,259,385	0	0	0	23,259,385
③ 施設利用料収益	0	186,211,098	0	0	186,211,098
④ 負担金収益	3,188,000	32,456,504	0	0	35,644,504
⑤ 事業収益	28,467,325	140,519,928	0	0	168,987,253
北方面訪収益	1,391,012	0	0	0	1,391,012
北方面交流研修収益	8,554,014	0	0	0	8,554,014
青年研修事業収益	1,474,300	0	0	0	1,474,300
地元施設利用料収益	8,876,836	0	0	0	8,876,836
国際センター情報整備事業収益	8,171,163	0	0	0	8,171,163
研修等収益	0	140,519,928	0	0	140,519,928
⑥ 受取寄付金	1,500,000	0	0	0	1,500,000
⑦ 他会計からの繰入収益	5,101,373	45,358,221	0	△50,459,594	0
⑧ 基本財産運用収益	0	0	2,659,324	0	2,659,324
⑨ 特定資産運用収益	0	0	1,497,474	0	1,497,474
⑩ 錫収益	750,176	0	0	0	750,176
経常収益計	207,389,859	404,545,751	4,156,798	△50,459,594	565,632,814
(2) 經常費用					
① 事業費					
情報収集・調査研究費	79,526,627	336,660,039	3,490,000	0	419,676,666
北方面訪費	12,476,110	0	0	0	12,476,110
出版費	8,729,297	0	0	0	8,729,297
講演会等費	179,550	0	0	0	179,550
交流費	906,052	0	0	0	906,052
北方面交流研修費	26,562,092	0	0	0	26,562,092
国際協力推進費	6,223,347	0	0	0	6,223,347
海外研修員受入事業費	5,154,790	0	0	0	5,154,790
南米圏交流事業費	12,374,011	0	0	0	12,374,011
運営費	6,921,378	0	0	0	6,921,378
研究費	0	247,279,916	0	0	247,279,916
交流事業助成費	0	89,380,123	0	0	89,380,123
② 他会計への換出金	45,358,221	108,000	4,993,373	△50,459,594	0
③ 管理費					
人件費	71,070,695	69,372,933	△4,319,972	0	130,123,666
事務費	63,709,502	69,372,933	625,171	0	133,707,606
総会等費	5,639,863	0	48,230	0	5,688,093
施設管理費	1,588,123	0	0	0	1,588,123
施設整備費	8,853,880	0	0	0	8,853,880
退職給付費用	0	0	0	0	0
経常費用計	195,956,843	406,140,972	4,163,401	△50,459,594	555,800,322
当期継常増減額	11,434,316	△1,595,221	△6,603	0	9,832,492

(単位：円)

科 目	一般会計	国際ヒナ特別会計	国際交流基金特別会計	内部取引消去	合 計
2. 經常外増減の部					
(1) 經常外収益					
① 固定資産売却益	0	0	0	0	0
② 貯蔵品・商品評価損	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 經常外費用					
① 固定資産除却損	0	50,511	0	0	50,511
② 貯蔵品・商品評価損	157,822	0	0	0	157,822
③ 特定資産評価損	0	0	94,830,000	0	94,830,000
④ 前期正味財産修正損	0	108,000	0	0	108,000
経常外費用計	157,822	158,511	94,830,000	0	95,146,333
当期経常外増減額	△157,822	△158,511	△94,830,000	0	△95,146,333
当期一般正味財産増減額	11,276,494	△1,753,732	△94,830,603	0	△85,313,841
一般正味財産期首残高	52,262,482	4,838,188	510,960,939	0	567,461,609
一般正味財産期末残高	63,538,976	3,084,456	415,524,336	0	482,147,768
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	63,538,976	3,084,456	415,524,336	0	482,147,768

平成22年度貸借対照表総括表
(平成23年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	一般会計	国際センター特別会計	国際交流基金特別会計	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金	70,420	0	0	70,420
預金	593,614	18,233,008	1,079,284	19,905,906
未収金	3,816,733	28,650,748	0	32,467,481
貯蔵品・商品	324,189	0	0	324,189
仮払金	0	1,756	0	1,756
流動資産合計	4,804,956	46,885,512	1,079,284	52,769,752
2. 固定資産				
基本財産				
基本財産公社債	0	0	0	0
基本財産普通預金	0	0	0	0
基本財産合計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当資産	3,162,528	0	0	3,162,528
施設整備積立資産	0	0	0	0
南米開交事業積立資産	0	0	0	0
国際交流基金資産	0	0	411,627,525	411,627,525
特定資産合計	3,162,528	0	411,627,525	414,790,053
その他固定資産				
事業調整資金	11,764,000	0	3,000,000	14,764,000
運営調整資金	48,230,686	0	0	48,230,686
什器備品	1,874,519	3,084,456	57,527	5,016,502
電話加入権	518,845	0	0	518,845
その他固定資産合計	62,388,050	3,084,456	3,057,527	68,530,033
固定資産合計	65,550,578	3,084,456	414,627,525	483,320,086
資産合計	70,355,534	49,969,968	415,764,336	536,089,838
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	2,792,249	44,804,017	240,000	47,836,266
預り金	861,781	2,081,495	0	2,943,276
流動負債合計	3,654,030	46,885,512	240,000	50,779,542
2. 固定負債				
退職給付引当金	3,162,528	0	0	3,162,528
固定負債合計	3,162,528	0	0	3,162,528
負債合計	6,816,558	46,885,512	240,000	53,942,070
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	0
2. 一般正味財産				
正味財産合計	63,538,976	3,084,456	415,524,336	482,147,768
負債及び正味財産合計	70,355,534	49,969,968	415,764,336	536,089,838

平成22年度財産目録総括表
(平成23年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	一般会計	国債センター預金	国際交流基金特別会計	合 計
1 資産の部				
1. 流動資産				
現金	70,420	0	0	70,420
預金	593,614	18,233,008	1,079,284	19,905,906
普通預金	244,772	18,233,008	1,079,284	19,557,064
北洋銀行道府支店	210,868	3,027,080	573,001	3,810,949
北洋銀行大谷地支店	0	7,316,965	0	7,316,965
北海道銀行道府支店	17,185	0	506,283	523,468
三井東京UFJ銀行札幌支店	14,406	0	0	14,406
北海道労働金庫道府支店	2,313	0	0	2,313
帯広信用金庫春駒通支店	0	7,888,963	0	7,888,963
振替口座	348,842		0	348,842
ゆうちょ銀行	348,842	0	0	348,842
未収金	3,816,733	28,650,748	0	32,467,481
貯蔵品・商品	324,189	0	0	324,189
預払金	0	1,756	0	1,756
流動資産合計	4,804,956	46,885,512	1,079,284	52,769,752
2. 固定資産				
特定資産				
国際交流基金資産	0	0	411,627,525	411,627,525
投資有価証券	0	0	410,171,275	410,171,275
北海道公募公債 野村證券札幌支店	0	0	49,963,761	49,963,761
北海道公募公債 みずほ証券札幌支店	0	0	100,000,000	100,000,000
北海道公募公債 北海道銀行道府支店	0	0	5,453,532	5,453,532
利付国債 日興コーディアル証券札幌支店	0	0	49,740,202	49,740,202
利付国債 日興コーディアル証券札幌支店	0	0	19,843,780	19,843,780
仕組債 みずほ証券札幌支店	0	0	100,000,000	100,000,000
仕組債 みずほ証券札幌支店	0	0	50,000,000	50,000,000
仕組債 みずほ証券札幌支店	0	0	20,930,000	20,930,000
仕組債 みずほ証券札幌支店	0	0	14,240,000	14,240,000
定期預金	0	0	1,400,000	1,400,000
定期預金 北海道銀行道府支店	0	0	1,400,000	1,400,000
普通預金	0	0	56,250	56,250
普通預金 北洋銀行道府支店	0	0	56,250	56,250
退職給付引当資産	3,162,528	0	0	3,162,528
定期預金 北海道労働金庫道府支店	3,162,528	0	0	3,162,528
特定資産合計	3,162,528	0	411,627,525	414,790,053
その他固定資産				
事業調整資金	11,764,000	0	3,000,000	14,764,000
定期預金	11,764,000	0	0	11,764,000
北洋銀行道府支店	10,000,000	0	0	10,000,000
北海道労働金庫道府支店	1,764,000	0	0	1,764,000
普通預金	0	0	3,000,000	3,000,000
北洋銀行道府支店定期預金	0	0	3,000,000	3,000,000
運営調整資金	48,230,686	0	0	48,230,686
普通預金	7,900,000	0	0	7,900,000
北洋銀行道府支店	7,900,000	0	0	7,900,000
定期預金	30,330,686	0	0	30,330,686
北海道銀行道府支店	17,108,640	0	0	17,108,640
三井東京UFJ銀行札幌支店	3,822,046	0	0	3,822,046
ゆうちょ銀行	9,400,000	0	0	9,400,000
公社債	10,000,000	0	0	10,000,000
東海東京証券札幌支店	10,000,000	0	0	10,000,000
什器備品	1,874,519	3,084,456	57,527	5,016,502
電話加入権	518,845	0	0	518,845
その他固定資産合計	62,388,050	3,084,456	3,057,527	68,530,033
固定資産合計	65,550,578	3,084,456	414,685,052	483,320,086
資産合計	70,355,534	49,969,968	415,764,336	536,089,838

(単位：円)

科 目	一般会計	国際センター特別会計	国際交流基金特別会計	合 計
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	2,792,249	44,804,017	240,000	47,836,266
預り金	861,781	2,081,495	0	2,943,276
所得税	0	28,378	0	28,378
市民税	0	0	0	0
社会保険料	36,479	149,811	0	186,290
公衆電話料	0	46,135	0	46,135
個人旧会費	5,000	0	0	5,000
その他一時預かり	820,302	1,716,301	0	2,536,603
地元施設利用料	0	140,870	0	140,870
流動負債合計	3,654,030	46,885,512	240,000	50,779,542
2. 固定負債				
退職給付引当金	3,162,528	0	0	3,162,528
固定負債合計	3,162,528	0	0	3,162,528
負債合計	6,816,558	46,885,512	240,000	53,942,070
正味財産	63,538,976	3,084,456	415,524,336	482,147,768

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金・預金、仮払金、未収金、未払金、預り金を含めている。
なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

・一般会計

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	33,886	70,420
預 金	11,578,533	593,614
仮 払 金	0	0
未 収 金	3,010,997	3,816,733
合 計	14,623,416	4,480,767
未 払 金	3,634,363	2,792,249
預り金	1,477,861	861,781
合 計	5,112,224	3,654,030
次期繰越収支差額	9,511,192	826,737

・国際センター特別会計

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	2,378	0
預 金	23,648,745	18,233,008
仮 払 金	0	1,756
未 収 金	11,927,899	28,650,748
合 計	35,579,022	46,885,512
未 払 金	34,676,625	44,804,017
預り金	902,397	2,081,495
合 計	35,579,022	46,885,512
次期繰越収支差額	0	0

・国際交流基金特別会計

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	0	0
預 金	4,429,056	1,079,284
未 収 金	0	0
合 計	4,429,056	1,079,284
未 払 金	550,000	240,000
預り金	25,800	0
合 計	575,800	240,000
次期繰越収支差額	3,853,256	839,284

平成22年度一般会計収支計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(単位：円)

科 目	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	決 算 額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
① 会費収入	18,000,000	0	18,000,000	16,453,000	1,547,000	法人・個人会員
② 補助金等収入	170,453,000	△16,874,000	153,579,000	151,929,985	1,649,015	
北海道補助金収入	146,733,000	△16,874,000	129,859,000	128,670,600	1,188,400	
その他補助金収入	23,720,000	0	23,720,000	23,259,385	460,615	札幌市・帯広市 等
③ 負担金収入	2,840,000	1,000,000	3,840,000	3,188,000	652,000	海外派遣事業参加者負担金 等
④ 事業収入	23,877,000	4,873,000	28,750,000	28,467,325	282,675	
北方図誌収入	1,600,000	0	1,600,000	1,391,012	208,988	北方図誌広告料、北方図誌館席代金
北方圏交流研修収入	1,000,000	7,555,000	8,555,000	8,554,014	986	日本語研修招待
地元施設利用料収入	10,278,000	△1,400,000	8,878,000	8,876,836	1,164	国際センター施設利用収入 等
国際センター情報整備事業収入	8,242,000	0	8,242,000	8,171,163	70,837	
青年研修事業収入	2,757,000	△1,282,000	1,475,000	1,474,300	700	
⑤ 受取寄付金	1,000,000	500,000	1,500,000	1,500,000	0	
⑥ 税収入	593,000	0	593,000	750,176	△157,176	預金利息 等
⑦ 他会計からの換入額	0	5,101,000	5,101,000	5,101,373	△373	
事業活動収入計	216,763,000	△5,400,000	211,363,000	207,389,859	3,973,141	
2. 事業活動支出						
① 事業費	79,015,000	5,569,000	84,584,000	79,526,627	5,057,373	
情報収集・調査研究費	12,271,000	1,000,000	13,271,000	12,476,110	794,890	調査研究資料 等
北方図誌費	8,639,000	0	8,639,000	8,729,297	△90,297	
出版費	455,000	0	455,000	179,550	275,450	年報
講演会等費	1,200,000	0	1,200,000	906,052	393,948	国際理解講演会、北方図誌座 等
交流費	28,071,000	260,000	28,331,000	26,562,092	1,768,908	外国人留学生交流支援、海外派遣等
北方圏交流研修費	910,000	5,314,000	6,224,000	6,223,347	653	日本語研修招待
国際協力推進費	4,997,000	240,000	5,237,000	5,154,790	82,210	国際協力情報収集 等
海外研修員受入事業費	13,941,000	△1,245,000	12,696,000	12,374,011	321,989	海外技術研修員受入事業 等
南北圏交流事業費	8,531,000	0	8,531,000	6,921,378	1,609,622	移住者支援、移住者子弟留学生 等
② 他会計への換出金	64,094,000	△18,274,000	45,820,000	45,358,221	461,779	
③ 管理費	85,919,000	△796,000	85,123,000	78,488,093	6,634,907	
人件費	64,641,000	0	64,641,000	63,709,502	931,498	
事務費	5,600,000	2,204,000	7,804,000	4,336,588	3,467,412	
経費等費	1,650,000	0	1,650,000	1,588,123	61,877	
施設管理費	11,028,000	0	11,028,000	8,853,880	2,174,120	
施設整備費	3,000,000	△3,000,000	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	0	0	
事業活動支出計	229,028,000	△13,501,000	215,527,000	203,372,941	12,154,059	
事業活動収支差額(a)	△13,265,000	8,101,000	△4,164,000	4,016,918	△8,180,918	

(単位：円)

科 目	当 初 予 算 額	補 正 額	補 正 後 予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
II 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
① 特定資産取崩収入	3,000,000	44,294,000	47,294,000	47,293,313	687	
追徴給付引当資産取崩収入	0	8,721,000	8,721,000	8,720,673	327	
施設整備積立資産取崩収入	3,000,000	33,809,000	36,809,000	36,808,640	360	
期末期交換事業積立金取崩収入	0	1,764,000	1,764,000	1,764,000	0	
投資活動収入計	3,000,000	44,294,000	47,294,000	47,293,313	687	
2. 投資活動支出						
① 特定資産取得支出	0	0	0	0	0	
追徴給付引当資産取得支出	0	0	0	0	0	
施設整備積立資産取得支出	0	0	0	0	0	
② 固定資産取得支出	200,000	0	200,000	0	200,000	
什器備品購入支出	200,000	0	200,000	0	200,000	
③ その他固定資産取得支出	0	52,395,000	52,395,000	59,994,686	△7,599,686	
事業調整資金取得支出	0	11,764,000	11,764,000	11,764,000	0	
運営調整資金取得支出	0	40,631,000	40,631,000	48,230,686	△7,599,686	
投資活動支出計	200,000	52,395,000	52,595,000	59,994,686	△7,399,686	
投資活動収支差額(b)	2,800,000	△8,101,000	△5,301,000	△12,701,373	7,400,373	
III 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
① 借入金収入	0	0	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
① 借入金返済支出	0	0	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額(c)	0	0	0	0	0	
IV 予備費支出(d)	46,192	0	46,192	0	46,192	
当期収支差額(a)+(b)+(c)-(d)=(e)	△9,511,192	0	△9,511,192	△8,684,455	△826,737	
前期繰越収支差額(f)	9,511,192	0	9,511,192	9,511,192	0	
次期繰越収支差額(e)+(f)	0	0	0	826,737	△826,737	

平成22年度一般会計正味財産増減計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 会費収益	16,453,000	17,030,887	△577,887
② 捐助金等収益	151,929,985	154,190,933	△2,260,948
北海道補助金収益	128,670,600	126,801,660	1,868,940
その他補助金収益	23,259,385	27,389,273	△4,129,888
③ 貸借料収益	3,188,000	1,100,000	2,088,000
④ 事業収益	28,467,325	45,030,082	△16,568,757
北方図誌収益	1,391,012	1,605,971	△214,959
北方圏交流研修収益	8,554,014	20,161,647	△11,607,033
青年研修研修収益	1,474,300	2,757,202	△1,282,902
地元施設利用料収益	8,876,836	10,721,077	△1,844,241
国際センター情報整備事業収益	8,171,163	9,790,785	△1,619,622
⑤ 受取寄付金	1,500,000	0	1,500,000
⑥ 雑収益	750,176	484,062	266,114
⑦ 他会計からの繰入額	5,101,373	0	5,101,373
経常収益計	207,389,859	217,841,964	△10,452,105
(2) 経常費用			
① 事業費			
情報収集・調査研究費	79,526,627	92,814,865	△13,288,238
北方図誌費	12,476,110	6,356,493	6,119,617
出版費	8,729,297	8,288,556	440,741
講演会等費	179,550	446,796	△267,246
研究費	906,052	500,667	405,385
交流費	26,562,092	28,331,366	△1,769,274
北方圏交流研修費	6,223,347	14,738,247	△8,514,900
国際協力推進費	5,154,790	2,315,285	2,839,505
海外研修員受入事業費	12,374,011	17,881,282	△5,507,271
南米圏交流事業費	6,921,378	13,956,173	△7,034,795
② 他会計への繰出金	45,358,221	48,739,010	△3,380,789
③ 管理費			
人件費	71,070,695	76,202,438	△5,131,743
事務費	63,709,502	58,090,425	5,619,077
総会等費	5,639,863	7,591,108	△1,951,245
施設管理費	1,588,123	1,559,009	29,114
施設整備費	8,853,880	8,961,896	△108,016
施設賃貸料	0	0	0
退職給付費用	△8,720,673	0	△8,720,673
経常費用計	195,955,543	217,756,313	△21,800,770
当期経常増減額	11,434,316	85,651	11,348,665

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益	0	0	0
② 貯蔵品・商品評価益	0	101,171	△101,171
経常外収益計	0	101,171	△101,171
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損	0	0	0
② 貯蔵品・商品評価損	157,822	0	157,822
経常外費用計	157,822	0	157,822
当期経常外増減額	△157,822	101,171	△258,993
当期一般正味財産増減額	11,276,494	186,822	11,089,672
一般正味財産期首残高	52,262,482	52,075,660	186,822
一般正味財産期末残高	63,538,976	52,262,482	11,276,494
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	63,538,976	52,262,482	11,276,494

平成22年度一般会計貸借対照表
(平成23年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	70,420	33,886	36,534
預金	593,614	11,578,533	△10,984,919
仮払金	0	0	0
未収金	3,816,733	3,010,997	805,736
貯蔵品・商品	324,189	482,011	△157,822
流動資産合計	4,804,956	15,105,427	△10,300,471
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	3,162,528	11,883,201	△8,720,673
施設整備積立資産	0	36,808,640	△36,808,640
南米圓交渉事業積立資産	0	1,764,000	△1,764,000
特定資産合計	3,162,528	50,455,841	△47,293,313
その他固定資産			
事業調整資金	11,764,000	0	11,764,000
運営調整資金	48,230,686	0	48,230,686
什器備品	1,874,519	3,177,794	△1,303,275
電話加入権	518,845	518,845	0
その他固定資産合計	62,388,050	3,696,639	58,691,411
固定資産合計	65,550,578	54,152,480	11,398,098
資産合計	70,355,534	69,257,907	1,097,627
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,792,249	3,634,363	△842,114
預り金	861,781	1,477,861	△616,080
流動負債合計	3,654,030	5,112,224	△1,458,194
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,162,528	11,883,201	△8,720,673
固定負債合計	3,162,528	11,883,201	△8,720,673
負債合計	6,816,558	16,995,425	△10,178,867
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	63,538,976	52,262,482	11,276,494
負債及び正味財産合計	70,355,534	69,257,907	1,097,627

平成22年度一般会計財産目録
(平成23年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	70,420
預金	593,614
普通預金	244,772
北洋銀行道府支店	210,868
北海道銀行道府支店	17,185
三菱東京UFJ銀行札幌支店	14,406
北海道労働金庫道府支店	2,313
恒替口座	348,842
ゆうちょ銀行	348,842
未収金	3,816,733
貯蔵品・商品	324,189
流動資産合計	4,804,956
2. 固定資産	
特定資産	
退職給付引当資産	3,162,528
定期預金	3,162,528
北海道労働金庫道府支店	3,162,528
特定資産合計	3,162,528
その他固定資産	
事業調整資金	11,764,000
定期預金	11,764,000
北洋銀行道府支店	10,000,000
北海道労働金庫道府支店	1,764,000
運営調整資金	48,230,686
普通預金	7,900,000
北洋銀行道府支店	7,900,000
定期預金	30,330,686
北海道銀行道府支店	17,108,640
三菱東京UFJ銀行札幌支店	3,822,046
ゆうちょ銀行	9,400,000
公社債	10,000,000
東海東京証券札幌支店	10,000,000
什器備品	1,874,519
電話加入権	518,845
その他固定資産合計	62,388,050
固定資産合計	65,550,578
資産合計	70,355,534
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	2,792,249
預り金	861,781
原稿料等の税	0
職員の税	0
市民税	0
社会保険料	36,479
個人旧会費	5,000
その他一時預かり	820,302
流動負債合計	3,654,030
2. 固定負債	
退職給付引当金	3,162,528
固定負債合計	3,162,528
負債合計	6,816,558
正味財産	63,538,976

財務諸表に対する注記 (一般会計)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は償却原価法(定額法)を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品等の減価償却は定率法により行っている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金は職員の自己都合による期末要支給額を基準とした金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	11,883,201	1,279,327	10,000,000	3,162,528
施設整備積立資産	36,808,640	0	36,808,640	0
南米国交流事業積立資産	1,764,000	0	1,764,000	0
合 計	50,455,841	1,279,327	48,572,640	3,162,528

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	3,162,528	(0)	(0)	(3,162,528)
施設整備積立資産	0	(0)	(0)	(0)
南米国交流事業積立資産	0	(0)	(0)	(0)
合 計	3,162,528	(0)	(0)	(3,162,528)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	19,977,250	18,102,731	1,874,519
合 計	19,977,250	18,102,731	1,874,519

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
特定資産			
北海道公募公債平成21年度第3回	10,000,000	10,037,000	37,000
合 計	10,000,000	10,037,000	37,000

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照上の記載区分
補助金						
北方圏センター補助金	北海道	0	96,745,600	96,745,600	0	0
国際協力活動推進事業補助金	北海道	0	31,925,000	31,925,000	0	0
自治体国際化協会助成金	自治体国際化協会	0	8,120,000	8,120,000	0	0
国際センター地元利用促進事業	札幌市	0	4,451,498	4,451,498	0	0
北方圏センター職員派遣人件費補助	帶広市	0	10,667,887	10,667,887	0	0
合 計		0	151,929,985	151,929,985	0	0

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当ありません。

平成22年度国際センター特別会計収支計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(単位：円)

科 目	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	決 算 額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
① 施設利用料収入	172,567,000	13,645,000	186,212,000	186,211,098	902	JCA研修具宿泊料
② 貸借料収入	30,068,000	2,389,000	32,457,000	32,456,504	496	施設維持管理 JCA 貸借料
③ 研修等費収入	142,289,000	△1,772,000	140,517,000	140,519,928	△2,928	
研修事業収入	104,668,000	2,572,000	107,240,000	107,243,368	△3,368	技術研修
研修付帯事業収入	37,621,000	△4,344,000	33,277,000	33,276,560	440	研修付帯
④ 他会計からの繰入収入	64,094,000	△18,735,000	45,359,000	45,358,221	779	
事業活動収入計	409,818,000	△4,473,000	404,545,000	404,545,751	△751	
2. 事業活動支出						
① 管理費支出	65,119,000	4,362,000	69,481,000	69,480,933	67	
人件費支出	65,119,000	4,362,000	69,481,000	69,480,933	67	
② 運営費支出	252,367,000	△7,441,000	244,926,000	244,925,125	875	
運営管理費支出	252,367,000	△7,441,000	244,926,000	244,925,125	875	
③ 研修費支出	91,332,000	△1,953,000	89,379,000	89,380,123	△1,123	
研修事業支出	78,337,000	2,863,000	81,200,000	81,198,780	1,220	技術研修事業関連
研修付帯事業支出	12,995,000	△4,816,000	8,179,000	8,181,343	△2,343	日本語研修 等
④ 他会計への繰出金	0	108,000	108,000	108,000	0	
事業活動支出計	408,818,000	△4,924,000	403,894,000	403,894,181	△181	
事業活動収支差額(a)	200,000	451,000	651,000	651,570	△570	
II 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
① 特定資産取崩収入	0	108,000	108,000	108,000	0	
② 固定資産売却収入	0	0	0	0	0	
投資活動収入計	0	108,000	108,000	108,000	0	
2. 投資活動支出						
① 特定資産取得支出	0	0	0	0	0	
② 固定資産取得支出	200,000	559,000	759,000	759,570	△570	
什器備品購入支出	200,000	559,000	759,000	759,570	△570	
投資活動支出計	200,000	559,000	759,000	759,570	△570	
投資活動収支差額(b)	△200,000	△451,000	△651,000	△651,570	△570	
III 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
① 借入金収入	0	0	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
① 借入金返済支出	0	0	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額(c)	0	0	0	0	0	
IV 予備費支出(d)	0	0	0	0	0	
当期収支差額(a)+(b)+(c)-(d)=(e)	0	0	0	0	0	
前期繰越収支差額(f)	0	0	0	0	0	
次期繰越収支差額(g)+(f)	0	0	0	0	0	

平成22年度国際センター特別会計正味財産増減計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 經常増減の部			
(1) 經常収益			
① 受取負担金	32,456,504	33,410,685	△954,181
② 施設利用料収益	186,211,098	194,022,578	△7,811,480
③ 研修等収益	140,519,928	168,163,797	△27,643,869
研修事業収益	107,243,368	101,184,361	6,059,007
研修付帯収益	33,276,560	66,979,436	△33,702,876
④ 他会計からの換入額	45,358,221	48,730,010	△3,380,789
経常収益計	404,545,751	444,336,070	△39,790,319
(2) 經常費用			
① 研修費	89,380,123	97,044,533	△7,664,410
研修事業費	81,198,780	75,938,066	5,260,714
研修付帯費	8,181,343	21,106,467	△12,925,124
② 管理費	69,372,933	78,734,701	△9,361,768
人件費	69,372,933	78,734,701	△9,361,768
③ 運営費	247,279,916	269,585,872	△22,305,956
運営管理費	247,279,916	269,585,872	△22,305,956
④ 他会計への換出金	108,000	0	108,000
他会計への換出金	108,000	0	108,000
経常費用計	406,140,972	445,365,106	△39,224,134
当期経常増減額	△1,595,221	△1,029,036	△566,185
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
① 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
① 固定資産除却損	50,511	392,626	△342,115
② 前期正味財産修正額	108,000	0	108,000
経常外費用計	158,511	392,626	△234,115
当期経常外増減額	△158,511	△392,626	234,115
当期一般正味財産増減額	△1,753,732	△1,421,662	△332,070
一般正味財産期首残高	4,838,188	6,250,850	△1,421,662
一般正味財産期末残高	3,084,456	4,838,188	△1,753,732
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	3,084,456	4,838,188	△1,753,732

平成22年度国際センター特別会計貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0	2,378	△2,378
預金	18,233,008	23,648,745	△5,415,737
仮払金	1,756	0	1,756
未収金	28,650,748	11,927,899	16,722,849
流動資産合計	46,885,512	35,579,022	11,306,490
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	0	108,000	△108,000
特定資産合計	0	108,000	△108,000
その他固定資産			
什器備品	3,084,456	4,730,188	△1,645,732
その他固定資産合計	3,084,456	4,730,188	△1,645,732
固定資産合計	3,084,456	4,838,188	△1,753,732
資産合計	49,969,968	40,417,210	9,552,758
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	44,804,017	34,676,625	10,127,392
預り金	2,081,495	902,397	1,179,098
流動負債合計	46,885,512	35,579,022	11,306,490
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	46,885,512	35,579,022	11,306,490
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	3,084,456	4,838,188	△1,753,732
負債及び正味財産合計	49,969,968	40,417,210	9,552,758

平成22年度国際センター特別会計財産目録
(平成23年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	0	
預金	18,233,008	
普通預金	18,233,008	
北洋銀行道府支店	3,027,080	
北洋銀行大谷地支店	7,316,985	
帯広信用金庫春駒通支店	7,888,933	
仮払金	1,756	
未収金	28,650,748	
流動資産合計	46,885,512	
2. 固定資産		
特定資産		
退職給付引当資産	0	
特定資産合計	0	
その他固定資産		
什器備品	3,084,456	
その他固定資産合計	3,084,456	
固定資産合計	3,084,456	
資産合計	49,969,968	
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	44,804,017	
預り金	2,081,495	
原積料等の税	28,378	
職員の税	0	
市税	0	
社会保険料	149,811	
公用電話料	46,135	
その他一時預り金	1,716,301	
地元施設利用料	140,870	
流動負債合計	46,885,512	
2. 固定負債		
退職給付引当金	0	
固定負債合計	0	
負債合計	46,885,512	
正味財産		3,084,456

財務諸表に対する注記
(国際センター特別会計)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当ありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品等の減価償却は定率法により行っている。

(3) 引当金の計上基準

該当ありません。

(4) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	108,000	0	108,000	0
合 計	108,000	0	108,000	0

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	0	(0)	(0)	(0)
合 計	0	(0)	(0)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	18,650,845	15,574,389	3,084,456
合 計	18,650,845	15,574,389	3,084,456

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当ありません。

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当ありません。

平成22年度国際交流基金特別会計収支計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(単位：円)

科 目	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	決 算 額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
① 基本財産運用収入	2,710,000	0	2,710,000	2,654,320	55,680	
基本財産利息収入	2,710,000	0	2,710,000	2,654,320	55,680	
② 特定資産運用収入	1,514,000	0	1,514,000	1,475,934	38,066	
特定資産利息収入	1,514,000	0	1,514,000	1,475,934	38,066	
③ 雑収入	0	0	0	0	0	
事業活動収入計	4,224,000	0	4,224,000	4,130,254	93,746	
2. 事業活動支出						
① 事業費支出	6,870,000	0	6,870,000	3,490,000	3,380,000	
交流事業助成費支出	6,870,000	0	6,870,000	3,490,000	3,380,000	
② 管理費支出	1,200,000	0	1,200,000	654,226	545,774	
人件費支出	1,100,000	0	1,100,000	625,171	474,829	
事務費支出	100,000	0	100,000	29,055	70,945	
③ 他会計への繰出金	0	4,994,000	4,994,000	4,993,373	627	
事業活動支出計	8,070,000	4,994,000	13,064,000	9,137,599	3,926,401	
事業活動収支差額(±)	△3,846,000	△4,994,000	△8,840,000	△5,007,345	△3,832,655	
II 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
① 基本財産取崩収入	0	250,020,000	250,020,000	250,020,011	△11	
基本財産公社債取崩収入	0	249,964,000	249,964,000	249,963,761	239	
基本財産普通預金取崩収入	0	56,000	56,000	56,250	△250	
② 特定資産取崩収入	0	5,000,000	5,000,000	4,999,623	377	
特定資産普通預金取崩収入	0	6,000	6,000	6,250	△250	
退職給付引当資産取崩収入	0	4,994,000	4,994,000	4,993,373	627	
投資活動収入計	0	255,020,000	255,020,000	255,019,634	366	
2. 投資活動支出						
① 基本財産取得支出	0	6,000	6,000	6,250	△250	
基本財産普通預金取得支出	0	6,000	6,000	6,250	△250	
② 特定資産取得支出	0	250,020,000	250,020,000	250,020,011	△11	
特定資産公社債取得支出	0	249,964,000	249,964,000	249,963,761	239	
特定資産普通預金取得支出	0	56,000	56,000	56,250	△250	
③ その他固定資産取得支出	0	0	0	3,000,000	△3,000,000	
事業調整資金取得支出	0	0	0	3,000,000	△3,000,000	
投資活動支出計	0	250,026,000	250,026,000	253,026,261	△3,000,261	
投資活動収支差額(±)	0	4,994,000	4,994,000	1,993,373	3,000,627	
III 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
① 借入金収入	0	0	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
① 借入金返済支出	0	0	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額(±)	0	0	0	0	0	
IV 予備費支出(d)						
当期収支差額(a)+(b)+(c)-(d)-(e)	△3,853,256	0	△3,853,256	△3,013,973	△839,284	
前期繰越収支差額(f)	3,853,256	0	3,853,256	3,853,256	0	
次期繰越収支差額(e)+(f)	0	0	0	839,284	△839,284	

平成22年度国際交流基金特別会計正味財産増減計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 經常増減の部			
(1) 經常収益			
① 基本財産運用収益	2,659,324	2,553,529	105,795
基本財産利息収益	2,659,324	2,553,529	105,795
② 特定資産運用収益	1,497,474	1,775,655	△278,181
特定資産利息収益	1,497,474	1,775,655	△278,181
③ 雜収益	0	0	
経常収益計	4,156,798	4,329,184	△172,386
(2) 經常費用			
① 事業費	3,490,000	4,300,000	△810,000
交流事業助成費	3,490,000	4,300,000	△810,000
② 管理費	△4,319,972	1,463,297	△5,783,269
人件費	625,171	997,634	△372,463
事務費	48,230	465,663	△417,433
退職給付費用	△4,993,373	0	△4,993,373
③ 他会計への繰出金	4,993,373	0	4,993,373
経常費用計	4,163,401	5,763,297	△1,599,896
当期経常増減額	△6,603	△1,434,113	1,427,510
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
① 有価証券売却益	0	1,548,594	△1,548,594
経常外収益計	0	1,548,594	△1,548,594
(2) 經常外費用			
① 有価証券売却損	0	161,500	△161,500
② 特定資産評価損	94,830,000	0	94,830,000
経常外費用計	94,830,000	161,500	94,668,500
当期経常外増減額	△94,830,000	1,387,094	△96,217,004
当期一般正味財産増減額	△94,836,603	△47,019	△94,789,584
一般正味財産期首残高	510,360,939	510,407,958	△47,019
一般正味財産期末残高	415,524,336	510,360,939	△94,836,603
II 指定正味財産増減の部			
① 受取寄付金	0	0	0
② 基本財産評価益	0	0	0
③ 特定資産評価益	0	0	0
④ 基本財産評価損	0	0	0
⑤ 特定資産評価損	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	415,524,336	510,360,939	△94,836,603

平成22年度国際交流基金特別会計貸借対照表
(平成23年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0	0	0
預金	1,079,284	4,429,056	△3,349,772
未収金	0	0	0
仮払金	0	0	0
流動資産合計	1,079,284	4,429,056	△3,349,772
2. 固定資産			
基本財産			
基本財産公社債	0	249,958,757	△249,958,757
基本財産普通預金	0	50,000	△50,000
基本財産合計	0	250,008,757	△250,008,757
特定資産			
国際交流基金資産	411,627,525	256,422,224	155,205,301
退職給付引当資産	0	4,993,373	△4,993,373
特定資産合計	411,627,525	261,415,597	150,211,928
その他固定資産			
事業調整資金普通預金	3,000,000	0	3,000,000
什器備品	57,527	76,702	△19,175
その他固定資産合計	3,057,527	76,702	2,980,825
固定資産合計	414,685,052	511,501,056	△96,816,004
資産合計	415,764,336	515,930,112	△100,165,776
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	240,000	550,000	△310,000
預り金	0	25,800	△25,800
流動負債合計	240,000	575,800	△335,800
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	4,993,373	△4,993,373
固定負債合計	0	4,993,373	△4,993,373
負債合計	240,000	5,569,173	△5,329,173
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	415,524,336	510,360,939	△94,836,603
負債及び正味財産合計	415,764,336	515,930,112	△100,165,776

平成22年度国際交流基金特別会計財産目録
(平成23年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金		
預金		
普通預金	1,079,284	
北洋銀行道府支店	873,001	
北海道銀行道府支店	506,283	
未収金	0	
仮払金	0	
流動資産合計		1,079,284
2. 固定資産		
特定資産		
特定資産公社債	410,171,275	
投資有価証券	410,171,275	
北海道公募公債 野村證券札幌支店	49,963,761	
北海道公募公債 みずほ証券札幌支店	100,000,000	
北海道公募公債 北海道銀行道府支店	5,453,532	
利付国債 日興コーディアル証券札幌支店	49,740,202	
利付国債 日興コーディアル証券札幌支店	19,843,780	
仕掛債 みずほ証券札幌支店	100,000,000	
仕掛債 みずほ証券札幌支店	50,000,000	
仕掛債 みずほ証券札幌支店	20,930,000	
仕掛債 みずほ証券札幌支店	14,240,000	
特定資産定期預金	1,400,000	
定期預金 北海道銀行道府支店	1,400,000	
特定資産普通預金	56,250	
普通預金 北洋銀行道府支店	56,250	
退職給付引当資産	0	
特定資産合計	411,627,525	
その他固定資産		
事業調整資金	3,000,000	
普通預金 北洋銀行道府支店	3,000,000	
什器備品	57,527	
その他固定資産合計	3,057,527	
固定資産合計		414,685,052
資産合計		415,764,336
II 負債の部		
1. 流動負債		
仮払金	240,000	
預り金	0	
流動負債合計		240,000
2. 固定負債		
退職給付引当金	0	
固定負債合計		0
負債合計		240,000
正味財産		415,524,336

財務諸表に対する注記 (国際交流基金特別会計)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は償却原価法(定額法)を採用している。
その他の債券については取得価額で評価しているが、時価が取得価額の50%未満となった場合には減損処理を行っている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品等の減価償却は定率法により行っている。

(3) 引当金の計上基準

該当ありません。

(4) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、積込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)				
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
公社債	249,958,757	5,004	249,963,761	0
普通預金	50,000	6,250	56,250	0
小 計	250,008,757	11,254	250,020,011	0
特定資産				
公社債	288,018,974	249,988,301	94,830,000	410,171,275
普通預金	8,250	8,250	8,250	8,250
定期預金	1,400,000	0	0	1,400,000
過擲持付引当資産	4,993,373	0	4,993,373	0
小 計	281,415,597	250,041,551	99,829,623	411,627,525
合 计	511,424,354	250,052,805	348,849,634	411,627,525

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)				
科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
公社債	0	(0)	(0)	(0)
普通預金	0	(0)	(0)	(0)
小 計	0	(0)	(0)	(0)
特定資産				
公社債	410,171,275	(410,171,275)	(0)	(0)
普通預金	88,250	(88,250)	(0)	(0)
定期預金	1,400,000	(1,400,000)	(0)	(0)
過擲持付引当資産	0	(0)	(0)	(0)
小 計	411,627,525	(411,627,525)	(0)	(0)
合 计	411,627,525	(411,627,525)	(0)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)			
科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	360,800	903,273	57,527
合 計	360,800	903,273	57,527

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)			
科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
特定資産			
北海道公募公債平成20年度第4回	49,863,781	53,035,000	3,071,219
北海道公募公債21年度14回	100,000,000	101,190,000	1,190,000
北海道公募公債17年度9回	6,483,832	5,849,482	-195,830
利付国債第12回	49,740,202	50,000,000	259,798
利付国債第106回	19,843,780	19,748,000	-△ 95,780
住組債	185,170,000	132,545,000	△ 52,625,000
合 計	410,171,275	382,167,482	△ 48,003,813

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

該当ありません。

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

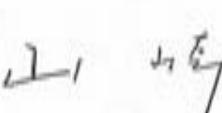
該当ありません。

(写)

監査報告書

社団法人 北方圏センターの平成22年度一般会計及び国際センター特別会計並びに国際交流基金特別会計の事業実績及び収支決算並びに財産目録について監査を実施した結果、適正に執行されており、また、現金出納簿、収入・支出証拠書類についても正確に処理されていることを認めます。

平成23年 5月 12日

監事 山口 勝彦  
監事 白石俊之  

平成23年度 事業計画（案）

I 基本方針

本年度は、当センターが公益社団法人として新たにスタートする年であり、これを単なる形式の変更に留めることなく、当センターが名実ともに北海道における国際交流、国際協力の中核的な組織として更に役割を果たしていくよう、事業内容の充実に努める。

II 國際相互理解の促進

1 講演会、シンポジウム等の開催

(1) 國際理解講演会・シンポジウムの開催

異文化に対する理解を深めるため、開催する。第1回目は、多文化共生を地域活性化の切り札として認識するにはどうしたらよいか、という観点で開催する。

第1回 「地域活性化と多文化共生～日本の災害復興と地域づくり」

講師：多文化共生センター大阪 代表理事 田村 太郎 氏

日時、場所：5月23日（月）釧路 5月24日（火）札幌

(2) 北方圏講座の開催

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する蓄積を学び、地域づくりについての情報交換を図るため開催する。

(3) 世界の料理教室等の開催

外国人と道民が交流の場を持ち、諸外国の生活、文化について学び相互理解を深めるため開催する。

(4) 國際交流定例講演会の開催

道民の國際情勢や異文化に対する理解を深めるため、市町村や交流団体と連携して開催する。（6回程度）

(5) 北太平洋地域研究事業

① ロシアビジネスセミナー

サハリン州での北海道産食品ニーズ調査結果なども参考に、ロシア連邦極東地域のビジネス事情等に関する理解を深め、経済交流を促進するため開催する。

② 国際シンポジウム

北太平洋地域に関する特定のテーマについて議論を行い、この地域の国際的地域協力の促進に資するため開催する。

③ 国際情勢セミナー

関心の高い国際問題をテーマとしたセミナーを北海道民の国際理解向上に資するため開催する。

第1回 「最近のロシアの内外情勢と日露関係」 6月10日（金） 小樽

講師：元在ロシア特命全権大使 丹波 實 氏

2 國際關係情報の収集・提供

(1) 調査研究の実施

北方圏地域等に関する調査研究を行い、関係団体や企業等に情報提供する。

(2) 國際情報ネットワークの運営及び図書・資料の収集提供

国際交流・協力活動や国際化に関する各種情報を提供する「北海道国際情報ネットワークシステム」の充実や図書・文献、視聴覚資料等の収集整備を図り、広く会員や道民の利用に供する。

(3) 季刊誌「Hoppoken(北方圏)」の発行

北方圏地域を中心とする生活、文化、経済、学術などに関する諸情報を掲載し、年4回（春号、夏号、秋号、冬号）会員や交流団体等に配布する。

(4) 「2011年報」の発行

センターの活動や事業実績などを収録し、会員や交流団体等に配布する。

(5) 国際協力情報紙「でいい」の発行

道内の国際協力活動等を紹介した情報紙を発行し、会員や関係団体、市町村等に配布する。（4回）

(6) 図書・情報の収集提供（国際センター情報整備事業）

JICAの委託を受け、札幌国際センター図書室の管理運営と図書資料の収集、提供を行う。

(7) サハリン州での北海道産食品ニーズ調査事業

サハリン州での北海道産食品ニーズ調査を実施するとともに、ニーズの高い食品を中心にPRなどを行う。

3 海外派遣研修

(1) 海外派遣事業

海外の地域事情や関係機関の視察、関係者との意見交換等を通じて、国際的視野をもって地域づくりに貢献する人材を育成するため、道内各地の青年を海外に派遣する。

（11月下旬）

(2) 「開発教育ファシリテーターと参加する国際協力・環境教育ツアー」（6月～2月）

北海道に在住する高校生を対象に、事前研修を踏まえ開発途上国の実情や国際協力等について学ぶためのスタディツアーワークを実施し、地球的規模の課題に対し自分達に何ができるかを考察してもらう。

帰国後は、開発教育ファシリテーターのサポートを受けながら事後研修で、自分達が経験したこと考えたことなどを自分達の言葉でどのように伝えるかをまとめ、参加高校生の母校（小中学校）等を中心に報告会を実施する。

4 多文化共生の推進

(1) 多文化共生推進事業

道内各地域における外国人との共生に向けた環境づくりを推進する。

① セミナー 1回程度

- ② 在住外国人との交流会 2回程度、ほか
- (2) 多文化共生ワークショップの実施
(財)札幌国際プラザ、(特活)多文化共生マネージャー全国協議会と共に、北海道における多文化共生を推進するための体制づくりや活動のあり方について検証する。

III 國際交流の推進

1 諸外国との各種交流の実施

- (1) 日中青年交流の実施
中国黒竜江省へ北海道の各地域で活躍する青年の代表団を派遣し、関係施設や機関の視察や、関係者や青年グループとの意見交換等を通じて相互理解を深めるとともに、これからの中の交流を担う人材を育成することを目的に実施する。(11月下旬)
- (2) スウェーデン学校交流の実施
東スウェーデン地区の高等専門学校より高校生を受入れ、動物飼育等の専門的なインクーンシップを北海道で実施し、滞在中は一般高校生との交流も実施する。
- (3) カルチャーナイト 2011への参加
施設の夜間開放を通じて、地域文化とのふれあいを深めるため開催されるカルチャーナイトに参加し、外国人との交流の場を設けるとともに、北方圏センターの活動を紹介する。
(7月 北方圏センター)
- (4) 懸賞論文コンテスト
昨年度「北海道にとっての国際交流の意義を問い合わせる」をテーマに懸賞論文コンテストを実施した結果、国内外から74の応募があり、今年度、優秀賞、特別賞を選考し、表彰を行う。
- (5) 北海道外国訪問団受入事業
ブラジルからの北海道出身移住者子弟の訪問団を受け入れ、道民との交流や地域の視察などを実施し、両国の相互理解に資する。(10月中旬～下旬 8名程度)

2 留学生と道民との交流

- (1) 留学生修学支援の実施
外国人私費留学生の就学を支援するとともに、留学生等の北海道に対する理解の促進や多文化共生などを考えるため、道民との交流会等の開催を行う。
(修学助成 63名、地域交流 2回程度)
- (2) 留学生等地域交流の実施
留学生等の北海道に対する理解を促進するとともに、地域住民との交流を推進するため、道内各地で交流会を開催する。

3 海外移住者への支援

- (1) 留学生の受け入れ

南米諸国の人材育成の道人会からの推薦留学生を受け入れ、修学を支援し、北海道との交流を担う人材を育成する。
（2）道人会活動の支援

北海道出身移住者で組織する南米諸国の人材育成の道人会に助成し、道人会の運営や移住者に対する情報提供等の活動を支援する。

（社）ブラジル道協会、パラグアイ道人会連合会、アルゼンチン道人会

4 各種交流事業への助成

（1）国際交流基金による助成

北方圏地域をはじめとする世界諸地域との交流を促進し、北海道の生活文化や産業経済の発展に寄与するため、基金の運用益により、各地域や交流団体等が実施する文化、学術、経済などの交流事業に助成する。

5 地域、諸団体との連携

（1）国際交流地域懇談会等の開催

各地域や交流団体間の連携を促進するため、国際交流・協力活動等についての情報交換などを図る懇談会等を開催する。

① 国際交流団体懇談会（1回程度）

② 国際交流地域懇談会（4回程度）

（2）地域国際化ステップアップ・ワークショップ

（財）自治体国際化協会、（財）北海道国際交流センターと共に、北海道で活躍する国際交流や国際協力に関わる自治体職員やN G O職員に対し、ワークショップの場を提供し、今後の活動への協働を模索する。

（3）実行委員会事業の推進

関係機関や関係団体が共同して開催する国際交流事業等の実行委員会に参画し、事業の実施に協力する。

① 北海道・ロシア極東交流事業

（市民交流会議：8月23日～24日、青年交流：7月27日～8月3日）

② 北海道・中国交流推進連携会議

（4）国際交流ボランティアの登録と派遣

国際交流事業に協力するボランティアの登録を行い、各地域や交流団体等の事業に派遣し、活動を支援する。

（5）相談等への対応

市町村や交流団体等からの相談や後援依頼などに対応し、地域の活動を支援する。

IV 國際協力推進事業

1 JICA研修事業への参画

（1）国際センターの管理運営

JICA の委託を受け、国際協力の研修施設である札幌国際センター及び帯広国際センターの管理運営を行う。

(2) 技術研修及び研修関連業務の実施

JICA の委託を受け、研修実施機関とのカリキュラムの調整や研修のコーディネート、研修員に対するブリーフィングや日本語研修等を実施するとともに、福利厚生事業や地域の小中学生等との交流事業を企画実施する。

2 海外からの研修員の受入

(1) 海外技術研修員の受入

南米諸国の道人会からの技術研修員を受け入れ、専門技術の研修を支援し、北海道との交流を担う人材を育成する。 パラグアイ 2名 (6月～3月)

(2) 青年研修等の受入れ

JICA の委託を受け、開発途上国の中高生を招聘し、専門知識の研修や文化体験等を通じて人材の育成を支援する。

平成23年度収支予算(案)
(正味財産増減予算書)
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

単位:円

科 目	公益目的事業会計			法人会計	合計
	地域国際化 推進事業	国際協力 推進事業	小計		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取会費	8,000,000	0	8,000,000	8,000,000	16,000,000
受取会費	8,000,000	0	8,000,000	8,000,000	16,000,000
受取補助金	97,372,000	57,422,000	154,794,000	0	154,794,000
北海道補助金	90,172,000	48,422,000	138,594,000	0	138,594,000
受取地方公共団体補助金	0	9,000,000	9,000,000	0	9,000,000
受取民間助成金	7,200,000	0	7,200,000	0	7,200,000
受取負担金	2,640,000	31,229,000	33,869,000	200,000	34,069,000
受取負担金	2,640,000	31,229,000	33,869,000	200,000	34,069,000
施設利用料収益	0	176,036,000	176,036,000	0	176,036,000
施設利用料収益	0	176,036,000	176,036,000	0	176,036,000
事業収益	28,234,000	130,635,000	158,869,000	0	158,869,000
北方圏誌収益	1,600,000	0	1,600,000	0	1,600,000
調査研究収益	18,480,000	0	18,480,000	0	18,480,000
青年研修事業収益	0	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000
地元施設利用料収益	0	8,695,000	8,695,000	0	8,695,000
国際センター情報整備事業収益	8,154,000	0	8,154,000	0	8,154,000
研修等収益	0	119,940,000	119,940,000	0	119,940,000
特定資産運用収益	4,200,000	0	4,200,000	0	4,200,000
特定資産運用収益	4,200,000	0	4,200,000	0	4,200,000
雑収益	0	0	0	593,000	593,000
雑収益	0	0	0	593,000	593,000
経常収益計	140,446,000	395,322,000	535,768,000	8,793,000	544,561,000
(2) 経常費用					
事業費	155,284,491	396,919,594	552,204,085	0	552,204,085
役員報酬	4,050,000	0	4,050,000	0	4,050,000
給料手当	48,560,000	57,421,000	115,981,000	0	115,981,000
福利厚生費	9,354,000	7,756,000	17,110,000	0	17,110,000
臨時雇用費	13,175,000	6,502,000	19,677,000	0	19,677,000
会議費	170,000	0	170,000	0	170,000
旅費交通費	8,159,000	17,876,000	26,035,000	0	26,035,000
通信運搬費	1,945,000	3,602,000	5,547,000	0	5,547,000
備品費	0	250,000	250,000	0	250,000
減価償却費	589,491	1,597,594	2,187,085	0	2,187,085
消耗品費	1,863,000	18,049,000	19,912,000	0	19,912,000
修繕費	50,000	3,101,000	3,151,000	0	3,151,000
印刷製本費	2,166,000	560,000	2,726,000	0	2,726,000
燃料費	99,000	122,000	221,000	0	221,000
光熱水費	0	50,181,000	50,181,000	0	50,181,000
食糧費	1,257,000	689,000	1,946,000	0	1,946,000
使用料	8,703,000	5,090,000	13,793,000	0	13,793,000
手数料	595,000	3,528,000	4,123,000	0	4,123,000
保険料	405,000	408,000	813,000	0	813,000
委託費	19,723,000	164,333,000	184,056,000	0	184,056,000
諸謝金	3,632,000	40,750,000	44,382,000	0	44,382,000
交際費	466,000	350,000	816,000	0	816,000
負担金	26,245,000	650,000	26,895,000	0	26,895,000
助成金	4,000,000	0	4,000,000	0	4,000,000
公課費	78,000	4,104,000	4,182,000	0	4,182,000

単位:円

科 目	公益目的事業会計			法人会計	合計
	地域国際化 推進事業	国際協力 推進事業	小計		
管理費	0	0	0	13,156,497	13,156,497
役員報酬	0	0	0	1,350,000	1,350,000
給料手当	0	0	0	4,184,000	4,184,000
福利厚生費	0	0	0	833,000	833,000
会議費	0	0	0	220,000	220,000
旅費交通費	0	0	0	180,000	180,000
通信運搬費	0	0	0	200,000	200,000
減価償却費	0	0	0	196,497	196,497
消耗品費	0	0	0	180,000	180,000
修繕費	0	0	0	1,085,000	1,085,000
印刷製本費	0	0	0	250,000	250,000
燃料費	0	0	0	20,000	20,000
食糧費	0	0	0	800,000	800,000
使用料	0	0	0	1,731,000	1,731,000
手数料	0	0	0	210,000	210,000
保険料	0	0	0	57,000	57,000
広告・宣伝費	0	0	0	100,000	100,000
委託費	0	0	0	830,000	830,000
諸謝金	0	0	0	350,000	350,000
交際費	0	0	0	60,000	60,000
負担金	0	0	0	10,000	10,000
公課費	0	0	0	310,000	310,000
経常費用計	155,284,491	396,919,594	552,204,085	13,156,497	565,360,582
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 14,838,491	△ 1,597,594	△ 16,436,085	△ 4,363,497	△ 20,799,582
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 14,838,491	△ 1,597,594	△ 16,436,085	△ 4,363,497	△ 20,799,582
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
過年度修正額	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
過年度修正額	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 14,838,491	△ 1,597,594	△ 16,436,085	△ 4,363,497	△ 20,799,582
一般正味財産期首残高	428,164,749	3,084,456	431,249,205	50,898,563	482,147,768
一般正味財産期末残高	413,326,258	1,486,862	414,813,120	46,535,066	461,348,186
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	413,326,258	1,486,862	414,813,120	46,535,066	461,348,186

(収支予算書)
(平成23年4月1日から平成24年3月31日)

(単位: 円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 会費収入	16,000,000	18,000,000	△2,000,000	法人・個人会員
② 補助金等収入	154,794,000	170,453,000	△15,659,000	
北海道補助金収入	138,594,000	146,733,000	△8,139,000	
地方公共団体補助金	9,000,000	15,600,000	△6,600,000	札幌市、帯広市
民間助成金収入	7,200,000	8,120,000	△920,000	自治体国際化協会等
③ 施設利用料収入	176,036,000	172,567,000	3,469,000	JICA研修員宿泊料等
④ 負担金収入	34,069,000	32,908,000	1,161,000	海外派遣事業参加者負担金等
⑤ 事業収入	158,869,000	166,166,000	△7,297,000	
北方図誌収入	1,600,000	1,600,000	0	北方図誌広告料、北方図誌頭書代金
北方圏交流研修収入	0	1,000,000	△1,000,000	
調査研究収入	18,480,000	0	18,480,000	チハク道産食品等調査
青年研修事業収入	2,000,000	2,757,000	△757,000	
地元施設利用料収入	8,695,000	10,278,000	△1,583,000	国際センター施設利用収入等
国際センター情報整備事業収入	8,154,000	8,242,000	△88,000	
研修等収入	119,940,000	142,289,000	△22,349,000	研修事業収入、研修付箇事業収入
⑥ 受取寄付金	0	1,000,000	△1,000,000	
⑦ 基本財産運用収入	0	2,710,000	△2,710,000	
⑧ 特定資産運用収入	4,200,000	1,514,000	2,686,000	
⑨ 雑収入	593,000	593,000	0	預金利息等
事業活動収入計	544,561,000	565,911,000	△21,350,000	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	412,876,000	429,584,000	△16,708,000	
地域国際化推進事業	92,731,000	74,009,000	18,722,000	調査研究費料等
国際協力推進事業	320,145,000	355,575,000	△35,430,000	海外技術研修員受入等
② 管理費支出	150,101,000	152,238,000	△2,137,000	
人件費支出	143,508,000	130,860,000	12,648,000	事業費等からの移行による
一般管理費支出	6,593,000	21,378,000	△14,785,000	
事業活動支出計	562,977,000	581,822,000	△18,845,000	
事業活動収支差額(a)	△18,416,000	△15,911,000	△2,505,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	0	3,000,000	△3,000,000	
特定資産公社債取崩収入	0	0	0	
特定資産普通預金取崩収入	0	0	0	
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0	
施設整備積立金取崩収入	0	3,000,000	△3,000,000	
② その他固定資産取崩収入	16,950,000	0	16,950,000	
事業調整資金取崩収入	4,578,000	0	4,578,000	
運営調整資金取崩収入	12,372,000	0	12,372,000	
投資活動収入計	16,950,000	3,000,000	13,950,000	
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	0	0	0	
特定資産公社債取得支出	0	0	0	
特定資産普通預金取得支出	0	0	0	
退職給付引当資産取得支出	0	0	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
② 固定資産取得支出 什器備品購入支出	200,000 200,000	400,000 400,000	△200,000 △200,000	
③ その他固定資産取得支出 事業調整資金取得支出	0 0	0 0	0 0	
運営調整資金取得支出	0	0	0	
投資活動支出計	200,000	400,000	△200,000	
投資活動収支差額(b) 0	16,750,00	2,600,000	14,150,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入 ① 借入金収入	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出 ① 借入金返済支出	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額(c)	0	0	0	
IV 予備費支出(d)	0	53,000	△53,000	
当期収支差額 (a)+(b)+(c)-(d)=(e) △1,666,000	△1,666,000	△13,364,000	11,698,000	
前期繰越収支差額 (f) 1,666,000	1,666,000	13,364,000	△11,698,000	
次期繰越収支差額 (e)+(f) 0	0	0	0	

予算の補正に関する専決処分について

平成23年度当初予算の成立後に新たな補助事業又は受託事業が発生した場合等において、規模、内容等から理事会において補正すべきものを除き、その収入の範囲内で事業執行することを基本に、会長が予算の補正を行うことについて、承認願いたい。

公益社団法人への移行について

別紙「公益社団法人移行認定申請に関する基本事項」に基づき、北海道知事に対し
公益社団法人移行認定申請を行う。

公益社団法人移行認定申請に関する基本事項

- 1 移行認定申請書
- 2 法人の基本情報及び組織
- 3 認定の基準
 - (1) 事業の概要
 - (2) 公益目的事業比率
 - (3) 収支相償
 - (4) 遊休財産額保有制限

1 移行認定申請書

北海道知事 高橋はるみ 殿

法人の名称 社団法人北方圏センター
代表者の氏名 南山英雄

移行認定申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の規定による認定を受けたいので、同法第103条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 主たる事務所の所在場所

北海道札幌市中央区北三条西七丁目 道庁別館12階

2 従たる事務所の所在場所

なし

3 公益目的事業を行う都道府県の区域

北海道

4 公益目的事業の種類及び内容

別紙2のとおり [本議案では〇〇ページ]

5 収益事業等の内容

なし

6 認定を受けた後の法人の名称

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター

7 旧主務官庁の名称

国土交通省

2 法人の基本情報及び組織

事業 年度	自 至	平成 23 年 4 月 1 日 平成 24 年 3 月 31 日	法人コード 法人名	A006484 社団法人北方圏センター
----------	--------	-------------------------------------	--------------	------------------------

1 基本情報

フリガナ	シャダンホウジンホッポウケンセンター					
法人の名称	社団法人北方圏センター					
フリガナ	コウエキシャダンホウジンホッカイドウコクサイコウリュウ・キョウリョクソウゴウセンター					
認定を受けた後の法人の名称	公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター					
現在の法人区分	特例社団法人					
旧主務官庁の名称	国土交通省					
住主所たるび事連絡所先の 住所	〒0600003 北海道 札幌市中央区北三条西七丁目 道庁別館 12 階					
代表電話番号	011-221-7840		FAX 番号 011-221-7845			
代表電子メールアドレス	glpn@nrc.or.jp					
ホームページアドレス	http://www.nrc.or.jp					
代表者の氏名	南山 英雄					
事業年度	4 月 1 日 ~ 3 月 31 日					
申請業務 担当者	氏名 (又は名称)	金庭 哲夫	役職 (又は担当者名)	経営企画部長		
	電話番号	011-221-7840	FAX 番号	011-221-7845		
	電子メールアドレス	kanenawa@nrc.or.jp				
事業の概要	道民の国際理解の促進及び各種国際交流事業の実施 や支援による国際交流の推進並びに国際センターを 拠点とした国際協力の推進。					

2 組織

(1) 社員について

社員の数	869 人
(代議制を採用している場合) 社員 (代議員) を選出する会員の数	
社員の資格の得喪に関する定款の条項	第 6 条～第 10 条
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
社員の議決権に関する定款の条項	第 16 条

社員の議決権に関して当該条項により社員毎に異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	1人	32人	33人
監事の数		2人	2人

(3) 会計監査人について

会計監査人の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について

会員等区分の名称	会員の数
個人会員	310人
(一般会員)	301人
(学生等会員)	3人
(主婦(夫)等会員)	3人
(シニア会員)	3人
法人等会員	554人
特別会員(個人)	5人
計	869人

(5) 職員について

職員の数	36人	うち常勤	25人
------	-----	------	-----

3 認定の基準

(1) 事業の概要

事業区分	主な事業内容		公益認法該当区分																		
公1 地域国際化推進事業	<p>■ 国際相互理解の促進及び各種の国際交流等による地域の国際化の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th><th>事業の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演会、シンポジウム等の開催</td><td>国際的課題や異文化への道民の理解を深めるとともに、経済、文化、教育など多様な分野での諸外国との関わりを深める契機となるよう、講演会、シンポジウムなどを開催する。</td></tr> <tr> <td>国際関係情報の収集、提供</td><td>海外の情報や、国際交流等に関する取り組みなどの情報を収集し、季刊誌などの刊行物やインターネットを通して道民に提供していく。</td></tr> <tr> <td>海外派遣研修</td><td>将来、幅広い視野を持って地域に貢献する人材を育成するため、道内の若者を海外に派遣し、研修を行う。</td></tr> <tr> <td>多文化共生の推進</td><td>外国人住民との共生や、外国人観光客を受入れる環境の充実のため、国際交流ボランティアの登録・派遣、異文化体験などによる啓発、外国人の暮らしやすい環境づくりを行う。</td></tr> <tr> <td>諸外国との各種交流の実施</td><td>北海道と姉妹・友好提携している地域や北欧諸国をはじめとした諸外国と、様々な分野での交流を実施する。</td></tr> <tr> <td>留学生と道民との交流</td><td>外国人私費留学生に対して就学資金を助成するとともに、留学生と道民の交流を促進し、友好親善と国際理解を進めること。</td></tr> <tr> <td>海外移住者への支援</td><td>北海道出身の海外移住者とその後代の日系人の活動を支援し、移住先国と北海道との関係強化に努める。</td></tr> <tr> <td>各種交流事業への助成</td><td>国際交流資産の運用益を基に、道内の国際交流団体等が実施する各種の交流事業に助成を行い、国際交流の活性化に寄与する。</td></tr> </tbody> </table>		主な事業	事業の概要	講演会、シンポジウム等の開催	国際的課題や異文化への道民の理解を深めるとともに、経済、文化、教育など多様な分野での諸外国との関わりを深める契機となるよう、講演会、シンポジウムなどを開催する。	国際関係情報の収集、提供	海外の情報や、国際交流等に関する取り組みなどの情報を収集し、季刊誌などの刊行物やインターネットを通して道民に提供していく。	海外派遣研修	将来、幅広い視野を持って地域に貢献する人材を育成するため、道内の若者を海外に派遣し、研修を行う。	多文化共生の推進	外国人住民との共生や、外国人観光客を受入れる環境の充実のため、国際交流ボランティアの登録・派遣、異文化体験などによる啓発、外国人の暮らしやすい環境づくりを行う。	諸外国との各種交流の実施	北海道と姉妹・友好提携している地域や北欧諸国をはじめとした諸外国と、様々な分野での交流を実施する。	留学生と道民との交流	外国人私費留学生に対して就学資金を助成するとともに、留学生と道民の交流を促進し、友好親善と国際理解を進めること。	海外移住者への支援	北海道出身の海外移住者とその後代の日系人の活動を支援し、移住先国と北海道との関係強化に努める。	各種交流事業への助成	国際交流資産の運用益を基に、道内の国際交流団体等が実施する各種の交流事業に助成を行い、国際交流の活性化に寄与する。	十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
主な事業	事業の概要																				
講演会、シンポジウム等の開催	国際的課題や異文化への道民の理解を深めるとともに、経済、文化、教育など多様な分野での諸外国との関わりを深める契機となるよう、講演会、シンポジウムなどを開催する。																				
国際関係情報の収集、提供	海外の情報や、国際交流等に関する取り組みなどの情報を収集し、季刊誌などの刊行物やインターネットを通して道民に提供していく。																				
海外派遣研修	将来、幅広い視野を持って地域に貢献する人材を育成するため、道内の若者を海外に派遣し、研修を行う。																				
多文化共生の推進	外国人住民との共生や、外国人観光客を受入れる環境の充実のため、国際交流ボランティアの登録・派遣、異文化体験などによる啓発、外国人の暮らしやすい環境づくりを行う。																				
諸外国との各種交流の実施	北海道と姉妹・友好提携している地域や北欧諸国をはじめとした諸外国と、様々な分野での交流を実施する。																				
留学生と道民との交流	外国人私費留学生に対して就学資金を助成するとともに、留学生と道民の交流を促進し、友好親善と国際理解を進めること。																				
海外移住者への支援	北海道出身の海外移住者とその後代の日系人の活動を支援し、移住先国と北海道との関係強化に努める。																				
各種交流事業への助成	国際交流資産の運用益を基に、道内の国際交流団体等が実施する各種の交流事業に助成を行い、国際交流の活性化に寄与する。																				
<p>■ 國際センター（札幌・帯広）を拠点とした国際協力の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th><th>事業の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発途上国向けのJICA研修事業への参画</td><td>地域の国際化に資するため、JICAが行う途上国からの研修員を対象とした研修について、実施機関との調整・進行管理などの研修業務と、日本語研修など研修を支える業務を行うとともに、道民との交流事業の設定や、良好な研修・生活環境を提供するため、国際センターの管理運営を行う。</td></tr> <tr> <td>海外からの研修員の受け入れ</td><td>南米圏からの技術研修員の受け入れや、途上国の青年の招聘研修を実施し、国際貢献に寄与する。</td></tr> </tbody> </table>		主な事業	事業の概要	開発途上国向けのJICA研修事業への参画	地域の国際化に資するため、JICAが行う途上国からの研修員を対象とした研修について、実施機関との調整・進行管理などの研修業務と、日本語研修など研修を支える業務を行うとともに、道民との交流事業の設定や、良好な研修・生活環境を提供するため、国際センターの管理運営を行う。	海外からの研修員の受け入れ	南米圏からの技術研修員の受け入れや、途上国の青年の招聘研修を実施し、国際貢献に寄与する。	十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業													
主な事業	事業の概要																				
開発途上国向けのJICA研修事業への参画	地域の国際化に資するため、JICAが行う途上国からの研修員を対象とした研修について、実施機関との調整・進行管理などの研修業務と、日本語研修など研修を支える業務を行うとともに、道民との交流事業の設定や、良好な研修・生活環境を提供するため、国際センターの管理運営を行う。																				
海外からの研修員の受け入れ	南米圏からの技術研修員の受け入れや、途上国の青年の招聘研修を実施し、国際貢献に寄与する。																				
収益事業	(該当なし)																				
法人会計	管理部門人件費・事務費、総会等費 など																				

(2) 公益目的事業比率

基 準	当法人の状況
経常費用総額に占める公益目的事業の比率が50%を超えること	法人会計以外は全て公益目的事業であり、認定基準に適合

(3) 収支相償

基 準	当法人の状況
公益目的事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと	公益目的の各事業においても、公益目的事業の合計においても、収入が事業実施に要する適正な費用額を超ないと見込まれ、認定基準に適合

(4) 遊休財産額保有制限

基 準	当法人の状況
使途の定まっていない現金預金や資産の額が、保有限度額（公益目的事業に係る経常費用額）を上回らないこと	保有限度額を下回っており、認定基準に適合

定款の変更について

社団法人北方圏センター定款を、別紙「公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款（案）」のとおり変更する。

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（略称「ハイエック（HIECC）」）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、北海道における国際活動の総合的、かつ、中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し、もって、北海道の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流の推進
- (2) 国際相互理解の推進
- (3) 国際協力の推進
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。

（1）個人会員

- ① 一般会員 次の②、③及び④以外の個人
- ② 学生等会員
- ③ 主婦（夫）等会員
- ④ シニア会員

（2）法人等会員

2 前項に定める会員の要件並びに会員の入会及び退会に関し、必要な事項は、総会において定める入会及び退会規程（以下、「入会・退会規程」という。）で定める。

3 第1項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会・退会規程に定めるところにより会長に入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員は、次の年会費を納めなければならない。

（1）個人会員

① 一般会員	1 口	5,000 円	1 口以上
② 学生等会員	1 口	2,000 円	1 口以上
③ 主婦（夫）等会員	1 口	2,000 円	1 口以上
④ シニア会員	1 口	2,000 円	1 口以上

(2) 法人等会員 1口 10,000円 1口以上

(任意退会)

第8条 会員は、会長に入会・退会規程で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から総会において選出された者がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員又は理事のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上が議事録に記名押印する。

第五章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上33名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めることにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。

- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 补欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において別に定める額の範囲内で、総会において定める役員報酬等規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催及び招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問

(顧問)

第32条 この法人に、任意の機関として、顧問10名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

3 顧問の任期には、第23条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 附属機関

(附属機関)

第33条 北海道における国際交流活動の原点となった北方圏構想の精神と成果を将来にわたり引き継いでいくため、附属機関として北方圏センターを置く。

2 北方圏センターに、センター長を置く。

3 センター長は会長の兼務とし、専務理事がセンター長の職務を補佐する。

4 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(国際交流事業資産)

第34条 この法人に、第4条に規定する公益事業を行うために、国際交流事業資産を置く。

2 前項の資産は、これを処分することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の承認を経て、取崩し、公益事業の費用に充てることができる。

(資産の管理)

第35条 前条に定めるもののほか、この法人の資産の管理について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合

（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法

第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第12章 補 則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は札幌市厚別区もみじ台西7丁目6番5号南山英雄、業務執行理事は高橋了とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行のときに変更前の社団法人北方圏センター定款第6条第2号に規定する特別会員であった者は、第5条第3項の規定にかかわらず、法人法上の社員とする。

定 款 新 旧 対 照 表 (案)

(公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款案)

変 更 案	現 行 定 款
第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、 <u>公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター</u> (略称「ハイエック(HIEC)」)と称する。	第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、 <u>社団法人北方圏センター</u> といふ。
(事務所) 第2条 この法人は、 <u>主たる事務所</u> を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。
第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、 <u>北海道における国際活動の総合的、かつ、中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し、もって、北海道の発展に寄与することを目的とする。</u>	(目的) 第3条 この法人は、 <u>北海道と北方圏諸国との経済、文化及び学術等の交流(以下「北方圏交流」という。)</u> を積極的に推進し、併せてこれに關係する <u>北方圏諸国以外の諸国との交流を進めることによって、我が国の経済、文化及び学術の発展振興に寄与するとともに、北海道の開発及び繁栄に貢献することを目的とする。</u>
(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>国際交流の推進</u> (2) <u>国際相互理解の推進</u> (3) <u>国際協力の推進</u> (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。 1 <u>北方圏交流に関する企画・立案</u> 2 <u>北方圏諸国に関する調査、研究及び情報の収集・提供</u> 3 <u>北方圏諸国に関する講演会及び研究会等の開催</u> 4 <u>北方圏諸国に関する図書及び雑誌等の刊行</u> 5 <u>北方圏交流の促進のため又は北方圏交流の成果を活用するための北海道と北方圏諸国以外の諸国との国際交流の推進</u> 6 <u>北方圏諸国との交流事業及び北方圏交流に關係する北方圏諸国以外の諸国との交流事業への助成</u> 7 <u>北海道国際センターの管理運営</u> 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
第3章 会員 (法人の構成員) 第5条 <u>この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。</u> (1) <u>個人会員</u> ① 一般会員 次の②、③及び④以外の個人 ② 学生等会員 ③ 主婦(夫)等会員 ④ シニア会員	第2章 会員及び名誉会員 (会員の資格) 第5条 <u>会員は、この法人の目的及び事業に賛同する法人、団体並びに個人とする。</u> (会員の種類) 第6条 <u>この法人の会員は次の4種類とし、正会員及び特別会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</u> 1 正会員 2 特別会員

(2) 法人等会員	3 推荐会員 4 名誉会員 (正会員) 第7条 正会員は法人、団体又は個人とし、理事会の承認を得た者とする。 (特別会員) 第8条 特別会員はこの法人の目的を支持し、1口50,000円以上の寄付をし、かつ、理事会の承認を得た者とする。 (推薦会員) 第9条 推薦会員は北方圏に関する専門家で、理事会において推薦された者とする。 (名誉会員) 第14条 この法人の目的を達成するために特に必要と認めるときは、理事会の承認を得て名誉会員を置くことができる。
(会員の資格の取得)	(入会) 第10条 この法人の正会員又は特別会員となるためには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
(経費の負担)	(会費) 第11条 正会員は、次の年会費を納めなければならぬ。 1 個人 1口5,000円 1口以上 ただし、学生等で会長が別に定める者については、1口2,000円 1口以上。 2 法人及び団体 1口10,000円 1口以上
(任意退会)	(退会) 第12条 会員が退会しようとするときは会長に届け出なければならない。 2 会員が死亡し、又は解散したときは退会したものとみなす。
(除名)	(除名) 第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。 1 この定款その他の規則に違反したとき。 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 3 その他除名すべき正当な事由のあるとき。
(会員資格の喪失)	
第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 1 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。 2 総会が同意したとき。	

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。	
<u>第4章 総会</u>	
<u>(構成)</u>	
第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。	<u>(会議の種類)</u> 第23条 この法人の会議は総会及び理事会の2種とする。 第24条 総会は社員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。
<u>(権限)</u>	<u>(総会の議決事項)</u>
第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	第25条 総会はこの定款に別に規定するものほか、次の事項を議決する。 1 予算及び決算に関する事項 2 事業計画及び事業報告に関する事項 3 財産目録に関する事項 4 その他この法人の運営に関する重要な事項
<u>(開催)</u>	<u>(会議の開催)</u>
第13条 総会は、通常総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。	第27条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。 2 通常総会は、毎年1回以上開催する。 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 1 理事会が必要と認め招集の請求があったとき。 2 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。 3 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
<u>(招集)</u>	<u>(会議の招集)</u>
第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。	第28条 会議は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。 2 総会の招集は社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示した文書をもって開会の日の10日前までに通知しなければならない。 3 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
<u>(議長)</u>	5 会議の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは副会長又は専務理事がこれに当たる。
第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から総会において選出された者が、これに当たる。	
<u>(議決権)</u>	
第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。	
<u>(決議)</u>	<u>(開会の定足数)</u>
第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、	第29条 会議はそれぞれ構成員の過半数以上の出席

<p><u>出席した会員の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の<u>3分の2以上</u>に当たる多数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 	<p><u>がなければ開会することができない。</u> (議決の定足数)</p> <p>第30条 会議の議事はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、それぞれの出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(代理議決)</u></p> <p>第31条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって表決を委任することができる。この場合、前2条の適用については会議に出席したものとみなす。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員又は理事のうちから<u>総会</u>において選出された議事録署名人2名以上が議事録に記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第32条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催の日時及び場所 2 社員又は理事の現在数 3 会議に出席した社員又は理事の氏名 4 議決事項 5 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨 6 議事録署名人の選任に関する事項 <p>2 議事録には議長のほか、出席した<u>社員</u>又は理事のうちから<u>会議</u>において選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印しなければならない。</p>
<p><u>第五章 役員</u></p> <p>(役員の設置)</p> <p>第19条 この法人に、次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事 25名以上33名以内 (2) 監事 2名以内 <p>2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。</p>	<p><u>第3章 役員等</u></p> <p>(役員の定数)</p> <p>第15条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>理事 30名以上40名以内、監事 2名</p> <p>2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。</p>
<p>(役員の選任)</p> <p>第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第16条 理事及び監事は社員の中から総会において選任する。</p> <p>2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の互選によって選任する。</p> <p>3 理事及び監事は相互に兼任することができない。</p> <p>4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。</p> <p>5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第17条 会長はこの法人を代表し、この法人の事務を総理する。</p>

<p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐する。</p> <p>4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。</p> <p>3 専務理事は会長、副会長を補佐してこの法人の事務を統括する。</p> <p>4 常務理事は会長、副会長、専務理事を補佐してこの法人の事務を分担処理する。</p> <p>5 理事は理事会において第26条に規定する事項を議決する。</p>
<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第17条</p> <p>6 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財産及び会計を監査すること。 2 理事の業務執行状況を監査すること。 3 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。 4 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。
<p>(役員の任期)</p> <p>第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。</p> <p>2 指定として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。</p> <p>3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 指定により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。</p>
<p>(役員の解任)</p> <p>第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p>	<p>(役員の資格喪失及び解任)</p> <p>第19条 役員が第12条及び第13条の規定により会員の資格を喪失したときは、役員の資格を喪失するものとする。</p> <p>2 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中といえども総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>(役員の報酬等)</p> <p>第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において別に定める額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。</p> <p>2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p>	<p>(役員の報酬及び費用弁償)</p> <p>第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員是有給とすることができます。</p> <p>2 役員には費用を弁償することができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>
<p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第26条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>(会議の種類)</p> <p>第23条 この法人の会議は総会及び理事会の2種とする。</p> <p>(会議の構成)</p>

	<p><u>第24条</u> 総会は社員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。</p>
<u>(権限)</u>	<p><u>第27条</u> 理事会は、次の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) この法人の業務執行の決定(2) 理事の職務の執行の監督(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
<u>(開催及び招集)</u>	<p><u>第28条</u> 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。</p>
<u>(議長)</u>	<p><u>第29条</u> 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者が、これに当たる。</p>
<u>(決議)</u>	<p><u>第30条</u> 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>
<u>(削除)</u>	
<u>(議事録)</u>	<p><u>第24条</u> 総会は社員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。</p>
	<p><u>(理事会の議決事項)</u></p> <p><u>第26条</u> 理事会はこの定款に別に規定するものほか、次の事項を議決する。</p> <ul style="list-style-type: none">1 総会の議決した事項の執行に関する事項2 総会に付議すべき事項3 その他総会の議決を要しないこの法人の事務の執行に関する事項
	<p><u>(会議の開催)</u></p> <p><u>第27条</u></p> <ul style="list-style-type: none">4 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。5 通常理事会は毎年1回以上開催する。6 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。<ul style="list-style-type: none">1 会長が必要と認めたとき。2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。3 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
	<p><u>(会議の招集)</u></p> <p><u>第28条</u> 会議は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。</p> <ul style="list-style-type: none">4 会長は、前条第6項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
	<p><u>(会議の招集)</u></p> <p><u>第28条</u></p> <ul style="list-style-type: none">5 会議の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、副会長又は専務理事がこれに当たる。
	<p><u>(開会の定足数)</u></p> <p><u>第29条</u> 会議はそれぞれ構成員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。</p>
	<p><u>(議決の定足数)</u></p> <p><u>第30条</u> 会議の議事はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、それぞれの出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>
	<p><u>(代理議決)</u></p> <p><u>第31条</u> やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって表決を委任することができる。この場合、前2条の適用については会議に出席したものとみなす。</p>
	<p><u>(議事録)</u></p>

<p><u>第31条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p><u>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</u></p>	<p><u>第32条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 開催の日時及び場所</u> <u>2 社員又は理事の現在数</u> <u>3 会議に出席した社員又は理事の氏名</u> <u>4 議決事項</u> <u>5 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨</u> <u>6 議事録署名人の選任に関する事項</u> <p><u>2 議事録には議長のほか、出席した社員又は理事のうちから会議において選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印しなければならない。</u></p>
<p>第7章 顧問</p> <p>(顧問)</p> <p><u>第32条 この法人に、任意の機関として、顧問10名以内を置くことができる。</u></p> <p><u>2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。</u></p> <p><u>3 顧問の任期には、第23条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(顧問)</p> <p><u>第21条 この法人に、顧問10名以内を置くことができる。顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。</u></p> <p><u>2 顧問には、第18条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(参与)</p> <p><u>第22条 この法人に、参与3名以内を置くことができる。参与は理事会の同意を得て会長が委嘱し、この法人の運営に関して意見を述べることができる。</u></p> <p><u>2 参与には、第18条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第8章 附属機関</p> <p>(附属機関)</p> <p><u>第33条 北海道における国際交流活動の原点となつた北方圏構想の精神と成果を将来にわたり引継いでいくため、附属機関として北方圏センターを置く。</u></p> <p><u>2 北方圏センターに、センター長を置く。</u></p> <p><u>3 センター長は会長の兼務とし、専務理事がセンター長の職務を補佐する。</u></p> <p><u>4 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>第9章 資産及び会計</p> <p>(国際交流事業資産)</p>	<p>(委員会)</p> <p><u>第33条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</u></p> <p>第5章 資産及び会計</p>

<p><u>第34条</u> この法人に、第4条に規定する公益事業を行うために、国際交流事業資産を置く。</p> <p>2 前項の資産は、これを処分することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の承認を経て、取崩し、公益事業の費用に充てができる。</p>	<p>(資産の構成)</p> <p><u>第34条</u> この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財産目録記載の財産 2 会費 3 寄附金品 4 事業に伴う収入 5 資産から生ずる収入 6 その他の収入 <p>(国際交流基金)</p> <p><u>第35条</u> この法人に、第4条に掲げる事業を行うため、国際交流基金（以下「基金」という。）を置く。</p> <p>2 基金は、基本財産及び運用財産の2種とする。</p> <p>3 基本財産は、基金のうち基本財産として指定された財産及び基本財産とすることを指定して寄附された財産をもって構成する。</p> <p>4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>5 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部に限り、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>6 基金に係る経理は、他の経理と区分して整理しなければならない。</p> <p>7 基金の運営は、この定款に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>
<p>(資産の管理)</p> <p><u>第36条</u> 前条に定めるもののほか、この法人の資産の管理について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p>	<p>(資産の管理)</p> <p><u>第36条</u> この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p><u>第37条</u> この法人の経費は、基金の基本財産以外の資産をもって支弁する。</p>
<p>(事業年度)</p> <p><u>第36条</u> この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(会計年度)</p> <p><u>第40条</u> この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p><u>第37条</u> この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p><u>第38条</u> この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、総会において出席社員の3分の2以上の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により事業年度開始前に総会を開催できない場合においては、当該事業年度開始後2月以内に総会において出席社員の3分の2上の議決を経るものとする。</p> <p>3 前項の場合において、会長は総会の議決を経るまでの間、前年度の予算に準じ収入支出することができる。</p>

	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならぬ。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならぬ。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>
	<p>第1.0章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p>
	<p>(解散)</p> <p>第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>
	<p>(公益認定の取消等に伴う贈与)</p> <p>第41条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第42条 この法人が清算をする場合において有する</p>
	<p>4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第39条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席社員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に主務官庁に報告しなければならない。</p> <p>2 基金の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び総会の議決を得て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。 (書類及び帳簿等の備付)</p> <p>第44条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。</p> <p>1 定款 2 会員名簿及び会員の異動に関する書類 3 理事及び監事の名簿 4 事業計画及び予算に関する書類 5 事業報告及び決算に関する書類 6 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表 7 許可、認可等及び登記に関する書類 8 定款に定める機関の議事に関する書類 9 理事及び監事の履歴書 10 職員の名簿及び履歴書 11 その他必要な帳簿及び書類</p> <p>2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第6章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第41条 この定款は、総会において総社員の3分の2以上の議決を経て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>2 前項に規定する総会の決議は、総社員の4分の3以上の議決を経て行わなければならない。</p>

<p><u>残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は団体若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p>	<p><u>3 解散後の残余財産は、総会において総社員の4分の3以上の議決を経て、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。</u></p>
<p><u>第1章 事務局 (設置等)</u></p> <p><u>第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</u></p> <p><u>2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p>	<p><u>第7章 事務局 (設置等)</u></p> <p><u>第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</u></p> <p><u>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</u></p> <p><u>3 事務局長及び職員は、会長が任免する。</u></p> <p><u>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</u></p>
<p><u>第12章 條則 (委任)</u></p> <p><u>第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。</u></p> <p><u>(公告の方法)</u></p> <p><u>第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。</u></p> <p><u>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</u></p>	<p><u>第8章 條則 (委任)</u></p> <p><u>第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。</u></p>
<p><u>附 則</u></p> <p>1 この定款は、一般社団及び一般財団に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の代表理事は札幌市厚別区もみじ台西7丁目6番5号南山英雄、業務執行理事は高橋了とする。</p> <p>3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>4 この定款施行のときに変更前の社団法人北方圏センター定款第6条第2号に規定する特別会員であった者は、第5条第3項の規定にかかわらず、法人法上の社員とする。</p>	

移行後の諸規程等について

1 役員報酬関係

- (1) 定款第25条の規定に基づき総会において定める専務理事の報酬額の範囲は、年額560万円以内とする。
- (2) 役員報酬等規程を、別紙1のとおり定める。
専務理事の報酬は、同規程別表2号の額とする。

2 入会及び退会規程

入会及び退会規程を、別紙2のとおり定める。

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター役員報酬等規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、北海道国際交流・協力総合センター定款第25条第1項の規定に基づき、専務理事の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬の種類及び通勤手当）

第2条 報酬は、本給のみとし、年俸制とする。

2 前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給することができる。

（報酬の額の決定）

第3条 報酬の額は、総会の決議によって定められた年額の範囲内において、別表の専務理事報酬表（年額）を支給基準とし、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。

（報酬の支給方法）

第4条 報酬は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 専務理事が報酬の全部又は一部につき本人名義の金融機関口座への振込みを申出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬の支給日）

第5条 報酬は月額に分割して支給するものとし、その支給日は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の例に準ずる。

（通勤手当）

第6条 通勤手当の月額は、職員給与規程の例に準じて決定する。

（日割計算）

第7条 新たに専務理事になった者には、その日から報酬を支給する。

2 専務理事が退職又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 専務理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のときは又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターの設立の登記のあった日（平成 年 月 日）から施行する。
- 2 社団法人北方圏センター常勤役員報酬規程（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

別表

専務理事報酬表（年額）

1号	560万円
2号	540万円
3号	520万円

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター入会及び退会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（以下「本センター」という。）の定款第3章の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学生等会員等の要件）

第2条 定款第5条第1項第1号に定める②学生等会員、③専業主婦（夫）等会員及び④シニア会員の要件は、次のとおりとする。

（1） 学生等会員

学校教育法（第1条、第124条、第134条）に定める高等学校や大学などの学校、専修学校及び各種学校に在学する生徒又は学生

（2） 専業主婦（夫）等会員

専業主婦（夫）、パートタイマー等で健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済組合法の規定による被扶養者並びに国民健康保険法の規定による世帯主以外の被保険者

（3） シニア会員

65歳以上で公的年金のみで生計を立てている者

（入会の手続）

第3条 この法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長あてに提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、入会を承認したときは直ちに本人に通知するとともに、本センターが管理する会員名簿に登載しなければならない。

（会費の納入等）

第4条 会長は、通常総会後、速やかに会員に会費請求書を送付しなければならない。ただし、通常総会後に入会した会員については、前条第2項の通知の際に会費請求書を送付するものとする。

2 会員は、前項の通知を受け取った日から60日以内に会費を本センターへ納入しなければならない。

3 会長は、前項の会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし、会費が金融機関からの振込の方法により納入された場合には、原則として、領収書を交付しないものとする。

4 会員から会費が納入されたときは、直ちに会費台帳に登載しなければならない。

(除名)

第5条 定款第9条の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(資格の喪失)

第6条 会長は、会員が定款第8条、第9条又は第10条の規定により資格を喪失したときは、会員名簿にその旨を記載しなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長あてに提出しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 入会申込書の様式その他この規程の実施に際し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターの設立の登記のあった日（平成 年 月 日）から施行する。
- 2 社団法人北方圏センター個人会員会費特例規程（平成22年6月30日制定）は、廃止する。

議案第10号

理事の補充選任案

新 理 事		前 任 者
氏 名	所 属 等	
荒木 啓文	北海道商工会議所連合会 専務理事	向井 慎一
岸本 卓也	毎日新聞社北海道支社長	武田 芳明
北山 憲武	北海道観光振興機構 専務理事	大和田 熱
島田 洋一	札幌テレビ放送（S T V） 代表取締役社長	鈴木 輝志
村田 正敏	北海道新聞社 代表取締役社長	菊池 育夫
横山 直満	北海道市長会 事務局長	田中 博之

(五十音順)